

三重県企業庁経営計画

(平成 29(2017)年度 ~ 令和 8 (2026)年度)

[中間案]

令和 4 (2022)年 3 月改定版

三重県企業庁

目次

改定について	・・・・・・・・	1
第1章 策定の趣旨		
1 目的	・・・・・・・・	2
2 計画の位置づけ	・・・・・・・・	2
3 計画期間	・・・・・・・・	2
第2章 経営の基本		
1 経営理念（存在意義）	・・・・・・・・	3
2 ビジョン（将来の状態）	・・・・・・・・	3
3 ミッション（使命・担うべき役割）	・・・・・・・・	3
4 経営にあたっての行動基軸	・・・・・・・・	3
第3章 各事業の現状と課題		
1 水道用水供給事業	・・・・・・・・	4
(1) 事業の概要及び取組の成果	・・・・・・・・	4
(2) 今後の課題	・・・・・・・・	13
2 工業用水道事業	・・・・・・・・	16
(1) 事業の概要及び取組の成果	・・・・・・・・	16
(2) 今後の課題	・・・・・・・・	25
3 電気事業	・・・・・・・・	26
(1) 事業の概要及び取組の成果	・・・・・・・・	26
(2) 今後の課題	・・・・・・・・	30
4 各事業の展開を支える取組	・・・・・・・・	31
(1) 取組状況	・・・・・・・・	31
(2) 今後の課題	・・・・・・・・	34
第4章 事業別の展開		
1 水道用水供給事業	・・・・・・・・	35
(1) 経営目標	・・・・・・・・	35
(2) 経営目標達成に向けた取組	・・・・・・・・	35
(3) 成果指標	・・・・・・・・	39
(4) 投資・財政計画	・・・・・・・・	41

2	工業用水道事業	・ ・ ・ ・ ・	4 8
(1)	経営目標	・ ・ ・ ・ ・	4 8
(2)	経営目標達成に向けた取組	・ ・ ・ ・ ・	4 8
(3)	成果指標	・ ・ ・ ・ ・	5 1
(4)	投資・財政計画	・ ・ ・ ・ ・	5 3
3	電気事業	・ ・ ・ ・ ・	5 9
(1)	事業終了に向けた取組	・ ・ ・ ・ ・	5 9
(2)	事業終了に向けた収支計画	・ ・ ・ ・ ・	5 9
4	各事業の展開を支える取組	・ ・ ・ ・ ・	6 1
(1)	経営目標	・ ・ ・ ・ ・	6 1
(2)	経営目標達成に向けた取組	・ ・ ・ ・ ・	6 1
(3)	活動指標	・ ・ ・ ・ ・	6 5

第5章 計画の推進

1	進行管理	・ ・ ・ ・ ・	6 6
2	外部からの意見聴取	・ ・ ・ ・ ・	6 6

参考資料

1	三重県企業庁組織図（令和4（2022）年度）	・ ・ ・ ・ ・	6 8
2	主な個別計画	・ ・ ・ ・ ・	6 9
3	三重県企業庁の施設位置図	・ ・ ・ ・ ・	7 0

改定について

「三重県企業庁経営計画（以下「経営計画」という。）」については、将来にわたって県民のくらしの安全・安心や経済・産業の発展に貢献していくため、今後の経営の方向性や道筋を示す 10 年間の計画として平成 29（2017）年 3 月に策定し、定期的に検証・改善を行いながら、経営目標の達成に向けた取組を進めてきました。

計画策定後の 5 年間には大規模自然災害が全国各地で発生し、水道・工業用水道では、浄水場等の停電や配水管等の破損など甚大な被害を受け、復旧までの期間の事業運営に大きな影響が及びました。このような状況を背景に、国においては、防災・減災、国土強靱化のための対策が閣議決定され、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策が集中的に実施されているところです。

企業庁においても、こうした災害の頻発による水道・工業用水道の被災は、県民及びユーザーの日常生活や経済活動に深刻な打撃を与えることから、災害に強い強靱な水道・工業用水道の構築を着実に進める必要があります。

経営計画は、策定から 5 年を経て計画の折り返し地点を迎えました。計画策定後の企業庁を取り巻く状況の変化をふまえ、令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度までの今後 5 年間の計画内容を改定します。

第1章 策定の趣旨

1 目的

企業庁では、時代の様々な変化に的確に対応した経営の方向性を示す「経営計画」を策定し事業を運営してきました。特に、平成19(2007)年度からは10年間の経営の道筋を示す「三重県企業庁長期経営ビジョン」(平成19(2007)年11月策定)及びその実行計画となる「中期経営計画」に基づき、市町村合併により一市供給地域となった水道用水供給事業の市水道事業への一元化や水力発電事業の民間譲渡など、抜本的な経営改善に取り組みながら事業を推進してきました。

一方で、平成27(2015)年10月に策定された「三重県人口ビジョン」においては、今後、人口が大きく減少していくとされており、それにあわせて給水人口や給水量も減少し続けることが見込まれるとともに、事業開始から長期間を経過し施設の更新需要がますます増大する中で、東日本大震災の経験から更なる震災対策の充実が求められるなど、事業運営に影響を及ぼす様々な環境変化が生じています。

国においても、地方公営企業の運営に関し、サービス提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等、経営を取り巻く環境が厳しさを増しつつあることから、各地方公営企業において中長期的な視野に基づく計画的な経営のために、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上などに取り組む必要があるとしています。

こうした状況にも的確に対応しながら、将来にわたって県民のくらしの安全・安心や経済・産業の発展に貢献していくため、今後の経営の方向性や道筋を示すものとして「三重県企業庁経営計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、三重県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」を着実に推進していくための企業庁としての実行計画として位置づけます。

また、総務省から策定を要請されている中長期的な経営の基本計画となる「経営戦略」及び厚生労働省が策定した「新水道ビジョン」の推進のため水道事業者等が策定することとされている「水道事業ビジョン」としても位置づけます。

3 計画期間

経営を取り巻く環境が今後ますます厳しい方向へ変化していくことが予想される中、将来にわたり健全で安定した経営を実現していくため、今後30年から40年程度先までの事業環境を見通したうえで、平成29(2017)年度から令和8(2026)年度までの10年間の計画とします。

第2章 経営の基本

地方公営企業である企業庁として、経営の基本とする考え方、方向性は、次のとおりです。

1 経営理念（存在意義）

公共性と経済性を両立させたいと、県民の日常生活や経済活動に欠くことのできない広域的なサービスを将来にわたり提供することで、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献します。

2 ビジョン（将来の状態）

時代の要請に的確に応え、生活や産業の基盤として質の高いサービスを提供し、県民から信頼される公営企業

3 ミッション（使命・担うべき役割）

「安全」で「安心」できるサービスを提供

- ・製品、サービス、システムなど、経営に関する全ての品質を高め続けていきます。
- ・県民が必要とするときに、確実にサービスが提供できる事業運営を行います。

「強靱」な体制で「持続」してサービスを提供

- ・施設を適切に管理し、安定したサービスを提供できる機能を維持します。
- ・大規模地震等による被災を最小限にとどめ、被災した場合でも迅速に復旧できる、災害に強い体制を構築します。
- ・人材育成や危機管理体制の充実など経営基盤を強化します。
- ・時代や環境の変化に的確に対応し、将来にわたり健全で安定した経営を行います。
- ・次世代に資産や技術を確実に継承していきます。

4 経営にあたっての行動基軸

○信頼とパートナーシップの構築

- ・市町、ユーザー、民間事業者など関係者との信頼を深め、パートナーシップのもと事業を推進します。

○コンプライアンスの推進

- ・法令や社会規範、ルール、マナーを遵守するとともに、公正・誠実に業務を遂行し、説明責任を果たすことによって県民の信頼に応えていきます。

○健全な経営

- ・独立採算性の原則のもと、効率的で効果的な健全経営を行います。

○絶え間ない検証・改善

- ・常に最適な状態をめざし、絶え間なく検証・改善し続けます。

○環境保全と社会貢献

- ・事業活動を通じ、環境保全や社会貢献活動に積極的に取り組みます。

第3章 各事業の現状と課題

現在、企業庁では水道用水供給事業及び工業用水道事業の2事業を経営しています。電気事業については、RDF焼却・発電事業を円滑に終了させるとともに、電気事業の廃止に向けた取組を進めています。

各事業の現状と課題は以下のとおりです。

1 水道用水供給事業

(1) 事業の概要及び取組の成果

ア 沿革

三重県の水道用水供給事業は、市町の水需要の増加に伴う水源確保や行政区域を越えた施設整備の必要性から、昭和43(1968)年に志摩水道用水供給事業の給水を開始して以来、中勢水道用水供給事業、北勢水道用水供給事業、南勢水道用水供給事業、伊賀水道用水供給事業の給水を順次開始しました。

また、事業統合や拡張事業を実施するとともに、平成22(2010)年4月に伊賀水道用水供給事業を、平成23(2011)年4月に南勢志摩水道用水供給事業(志摩系)を市水道事業へ一元化しました。

現在(令和3(2021)年4月1日時点)は、北中勢水道用水供給事業及び南勢志摩水道用水供給事業の2事業を運営し、県内29市町のうち18市町に水道用水を供給しています。

給水能力は日量42万9,366 m^3 、令和元(2019)年度の年間給水量は7,654万8千 m^3 であり、18受水市町の水道使用量の約37%(令和元(2019)年度)、県全体の水道使用量の約30%(令和元(2019)年度)に相当しています。

令和2(2020)年度の年間給水量は7,588万8千 m^3

三重県水道用水供給事業

令和3(2021)年4月1日現在

事業名		水源	浄水場	給水能力 (m^3 /日)	給水対象市町
北中勢 水道用 水供給 事業	北勢系	木曾川総合用水 (岩屋ダム)	播磨	80,300	四日市市、桑名市、鈴鹿市、 木曾岬町、朝日町、川越町
		三重用水	水沢	51,000	四日市市、鈴鹿市、菰野町
		長良川 (長良川河口堰)	播磨	18,000	四日市市、桑名市、鈴鹿市、 亀山市、木曾岬町、菰野町、 朝日町、川越町
	中勢系	雲出川 (君ヶ野ダム)	高野	81,416	津市、松阪市
		長良川 (長良川河口堰)	大里	58,800	津市、松阪市
南勢志摩水道 用水供給事業	櫛田川(蓮ダム)	多気	139,850	伊勢市、松阪市、鳥羽市、 志摩市、多気町、明和町、 大台町、玉城町、度会町	
計			5か所	429,366	計 18市町

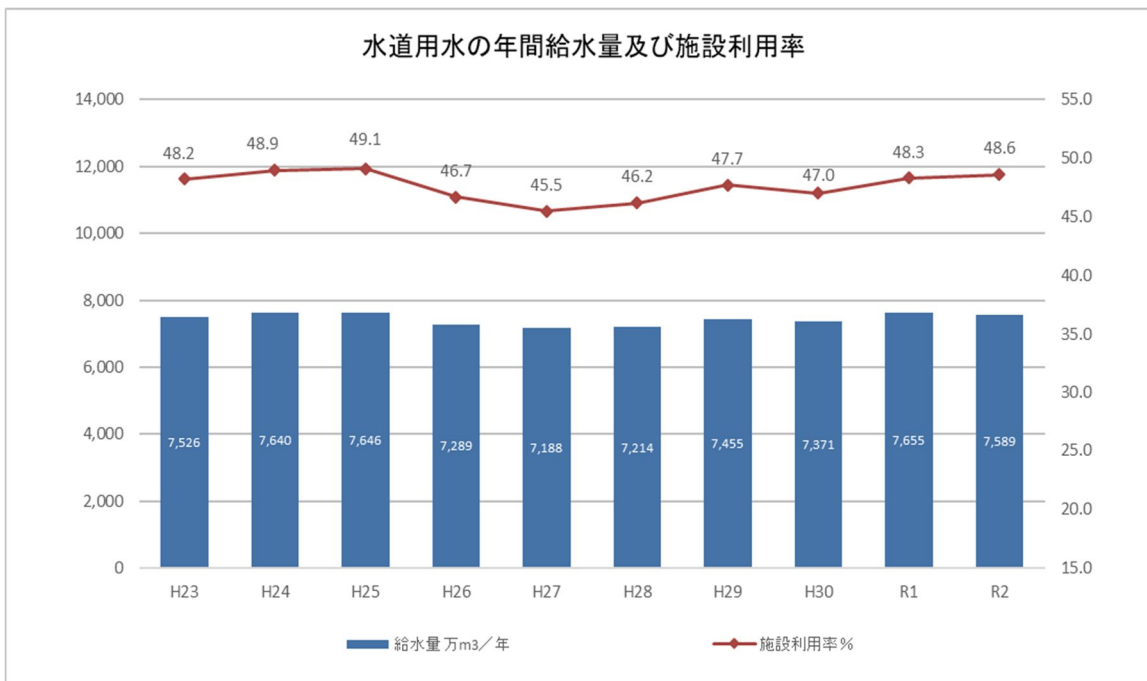
確保水源

水 源	計画給水量 (m ³ /日)	備 考
長良川(長良川河口堰)	151,200	独立行政法人 水資源機構管理
櫛田川(蓮ダム)	20,850	国土交通省管理
計	172,050	

イ 給水量の推移

直近 10 年間の給水量の推移については、平成 25(2013)年度から平成 27(2015)年度までに減少傾向が見られましたが、その後は、受水市町の水源の水質悪化や湯水状況等により変動があるものの、一部市町の自己水源から県水への転換などもあり、概ね横ばい傾向となっています。

また、水道用水供給事業の給水能力は市町から要請された一日最大給水量(基本水量)に基づき整備していますが、市町の水需要の低迷により、施設利用率(一日平均給水量/一日給水能力×100)は事業全体で約 49%(令和 2(2020)年度)と低くなっています。



ウ 料金の推移と給水原価

料金は、水系別に基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用し、概ね 5 年を目処に改定しています。平成 22(2010)年度の改定では、北中勢水道用水供給事業(中勢系)の雲出川水系と長良川水系の基本料金を統合するとともに、全水系の使用料金を平準化しています。

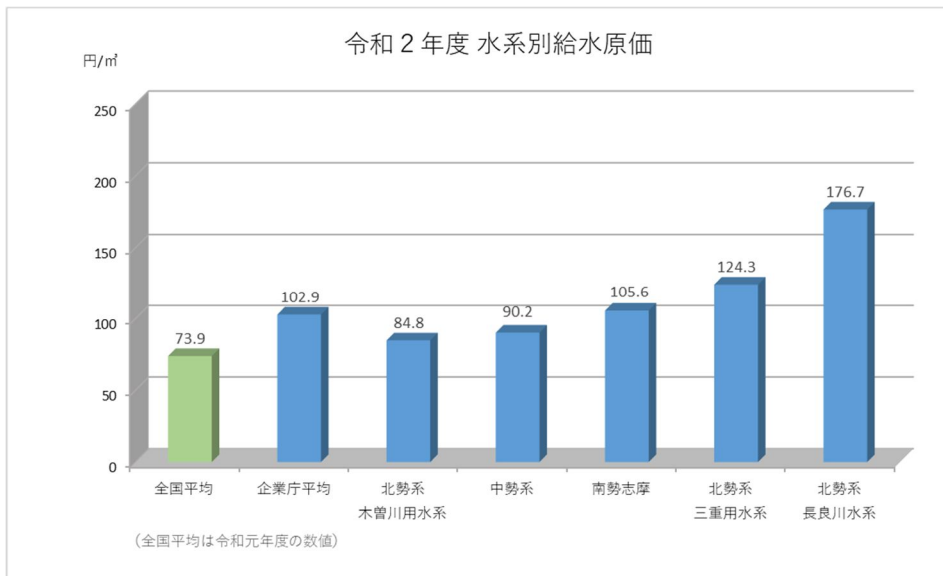
また、内部留保資金を活用して、企業債の繰上償還や建設改良費に充当し支払利息を軽減するなど、料金の低減化に努めています。しかし、事業全体として、他の事業体に比べて用水供給地域が広範囲にわたりかつ水源から遠く、地形的にも起伏があるため、施設整備費が割高になることや施設利用率が低いことから、給水原価は全国平均と比較して高い状態となっています。

各水系の料金の推移

(単位:円)

項目 年度	北中勢水道用水供給事業												南勢志摩水道 用水供給事業	
	中勢系				北勢系									
	雲出川水系		長良川水系		木曽川水系		三重水系		長良川水系		長良川水系 (亀山市)		基本 料金	使用 料金
	基本 料金	使用 料金	基本 料金	使用 料金	基本 料金	使用 料金	基本 料金	使用 料金	基本 料金	使用 料金	基本 料金	使用 料金		
H23	1,000	39	1,000	39	670	39	2,930	39	2,560	39	2,750	39	1,070	39
H24														
H25														
H26														
H27	980	39	980	39	700	39	1,710	39	2,300	39	2,490	39	780	39
H28														
H29														
H30														
R1														
R2	960	39	960	39	700	39	1,710	39	2,230	39	2,430	39	780	39
R3														

基本料金は、基本水量（一日最大給水量）1 m³あたりの月額、使用料金は、使用水量 1 m³あたり
超過料金は、超過水量 1 m³あたり 180 円



給水原価 = { 経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 長期前受金戻入) } ÷ 有収水量
有収水量 1 m³を作るために要する費用

エ 施設管理の状況

北中勢水道用水供給事業（北勢系）の2浄水場（播磨浄水場・水沢浄水場）については、工業用水道事業の3浄水場とあわせて北勢水道事務所から遠方監視制御で運転を行い、中勢系については、中勢水道事務所（高野浄水場）から大里浄水場と管内の工業用水道を遠方監視制御で運転を行っています。また、全ての浄水場の運転管理業務を民間委託するなど、業務の効率化を図っています。

水道用水供給事業における浄水場等の技術管理業務については、工業用水道事業に導入した包括的な民間委託の実績をふまえ、コスト等も含めて総合的に判断した結果、水道に課せられた重い事業者責任を果たすとともに、緊急時には浄水場での企業庁職員による迅速な判断・対応が求められることから、包括的な民間委託は導入せず、従来どおり浄水場に当庁職員を配置したうえで運転管理等の業務を個別に民間委託する方針を決定し、施設管理を行っています。



高野浄水場中央監視の状況

オ 水質管理の状況

企業庁では、平成 15(2003)年度に設置した水質管理情報センターへ水質担当職員を集約することで水質管理や水質に関する調査・研究などの体制強化を図りました。

また、信頼性の高い水道用水を供給するため、「水安全計画」、「水質検査計画」の策定や水質検査の精度管理を実施することで、水源から分水（市町受水地点）までの各過程において想定されるリスクの評価や水質の監視、対策を行い、より安全な水道水の供給に取り組んでいます。

カ 施設整備の状況

浄水場などの主要施設や水管橋の耐震化、耐用年数の経過した電気・機械設備の老朽化対策など、改良・更新工事を計画的に実施しています。

また、水源水質の季節的な変動による一時的な異臭味の発生時や水源事故発生時の対策として、活性炭処理設備を平成 29(2017)年度には播磨浄水場及び高野浄水場に、令和 3(2021)年度には大里浄水場に整備したことにより、全 5 浄水場への活性炭処理設備の整備を完了し、浄水処理機能の強化を図りました。

(ア) 耐震化

浄水場の浄水処理施設については、平成 28(2016)、29(2017)年度に実施した耐震詳細診断により、5 浄水場の全 49 施設のうち 43 施設で耐震性を有していることを確認し、耐震化が必要な高野浄水場の 6 施設の耐震補強工事を計画的に実施しています。



櫛田川水管橋下部工の耐震化

浄水処理工程に必要な排水処理施設については、全 27 施設のうち 22 施設の耐震詳細診断を実施しており、22 施設で耐震性を有していることを確認しています。

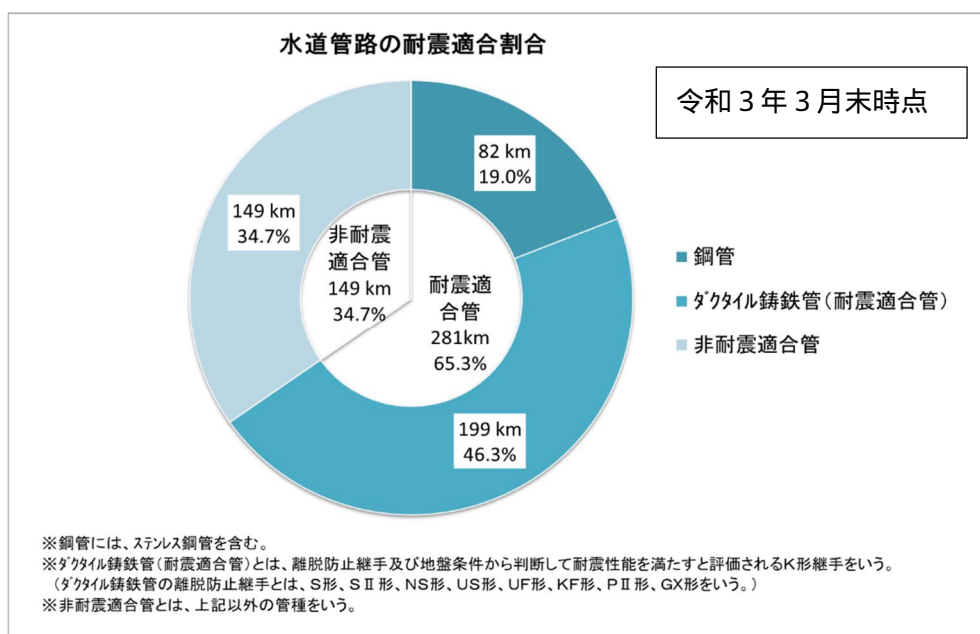
災害発生時に応急給水活動の拠点となる調整池については、全 14 施設のうち 10 施設の耐震詳細診断を実施しており、9 施設で耐震性を有していること及び 1 施設で耐震補強が必要であることを確認しています。

水管橋については、被災時に影響が大きい大口径の水管橋や、構造が複雑で応急復旧に長時間を要する水管橋 61 橋の耐震化を令和元(2019)年度までに完了しました。

管路については、総延長(導水及び送水管路)約 430 kmのうち耐震性を有しない継手の管路(A形継手、地盤の悪い地区に埋設されたK形継手)が 4 割程度あります。

そのうち、大規模地震により液状化が想定され被害率が高い管路を優先して、耐震化を進めることとし、加えて補助制度を活用し、法定耐用年数を経過した管路の耐震化を進めています。

また、独立行政法人水資源機構が管理する木曽川用水施設等については、同機構が耐震化工事を進めています。



(イ) 老朽化対策

浄水場などの主要施設については、最も古いもので設置後四十数年経過していますが、法定耐用年数は60年であり、老朽化対策の実施時期には至っていません。

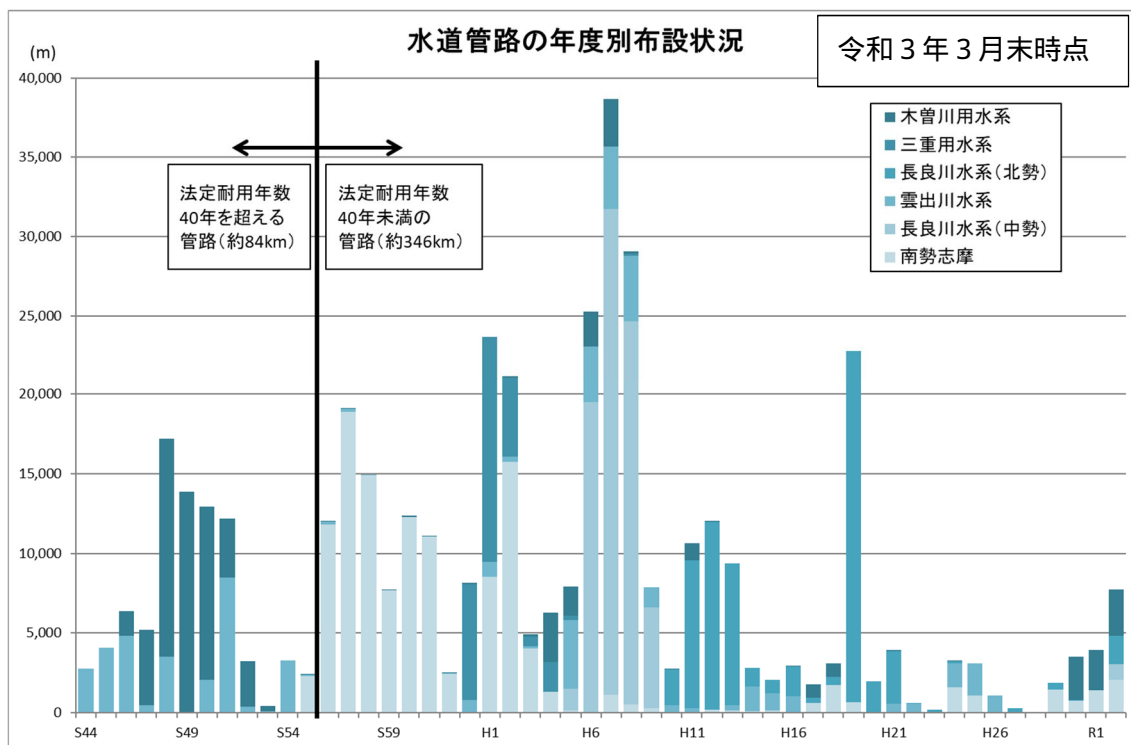
管路については、法定耐用年数40年を超える管路が令和2(2020)年度末時点で約84km(約20%)あります。厚生労働省が提示している実績をふまえた更新基準設定例(管路は実使用年数60年~80年)や布設後50年以上経過した当庁の工業用



管路布設替えの状況

水道配水管の状況から、老朽化対策として大規模な布設替えの実施時期には至っていませんが、埋設箇所の土質の影響で管の腐食が進行し、漏水が頻繁に発生している区域において、布設替えによる劣化対策を実施しています。

電気・機械設備については、定期的な点検を通して劣化・損傷の程度を把握し、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び交換部品の製造中止などの要素を総合的に判断して修繕・更新を行っています。



(ウ) 風水害対策

近年の台風や集中豪雨等に伴う全国的な浸水被害、土砂災害被害及び長時間停電の発生状況をふまえて、主要施設であるポンプ所や調整池等の水道施設における対策の検討を進める必要があります。

現在（令和3（2021）年2月時点）河川管理者等が公表している洪水、高潮及び津波の浸水想定区域内に9施設（工業用水道との共有施設1施設を含む）、三重県が指定する土砂災害警戒区域内に10施設があることが判明しています。浸水被害や土砂災害等に対する対策について、先行事例の調査を行うとともに、現地調査等を行った結果、被災が想定され、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある対策が必要となる施設は12施設であることを確認しました。

また、長時間停電対策として、主要施設に非常用発電設備を設置しており、更新時に合わせて72時間対応の設備に更新しています。

(エ) 拡張事業（未整備分）

北中勢水道用水供給事業（北勢系長良川水系・中勢系長良川水系）では、受水市町における給水計画の見直しを受け、本事業の上位計画である北部広域圏広域的な水道整備計画を所管する県環境生活部において市町と協議し、平成20（2008）年度に計画規模を日量131,184 m³から日量76,800 m³に縮小する同計画の改定を行いました。そのうえで、送水管等の施設整備を行い、平成23（2011）年4月から全部給水を開始しました。

未整備となっていた大里浄水場の凝集沈澱池等については、施設整備が完了し、令和3（2021）年度に供用を開始しました。取水・導水施設については、令和元（2019）年度から地元関係者等と協議を行いながら整備を進めており、令和7（2025）年度に供用を開始することとしています。

キ 財務の状況

市水道事業への一元化などの特別な事情を除くと毎年度の損益は黒字基調となっており、令和2（2020）年度末において累積欠損金はありません。また、建設・拡張事業や耐震化・老朽化対策を計画的に実施する一方で、その財源に内部留保資金を充当することで、新規企業債の発行を抑制するなど長期債務残高の減少に努めました。その結果、自己資金も堅実に確保できており、経営の健全性は保たれています。

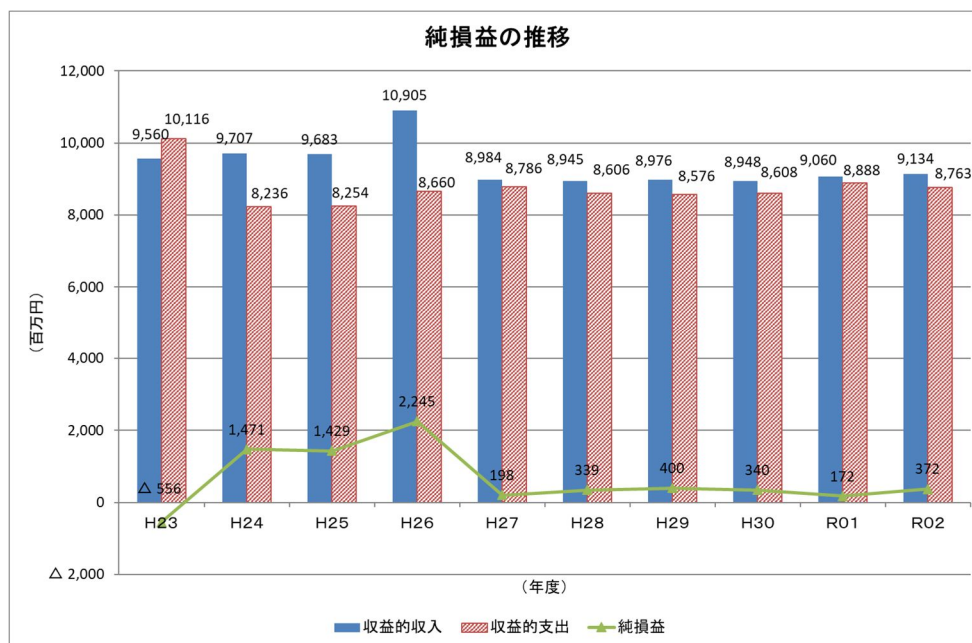
(ア) 純損益の推移

純損益については、維持管理経費の節減によるコスト低減、高金利企業債及び水資源機構割賦負担金の繰上償還や新規企業債の発行抑制による利息負担軽減等の経営改善に取り組んできたことにより、平成26（2014）年度までは概ね15億円前後で推移してきましたが、高金利企業債の繰上償還及び水資源機構割賦負担金の償還

の完了や二度の料金値下げの実施(平成 27(2015)年度及び令和 2 (2020)年度)に伴い、純利益は大幅に減少し、近年は、概ね 2 ~ 4 億円で推移しています。

なお、平成 23(2011)年度は、志摩市の水道事業への一元化に伴う特別損失の計上により純損失となっています。

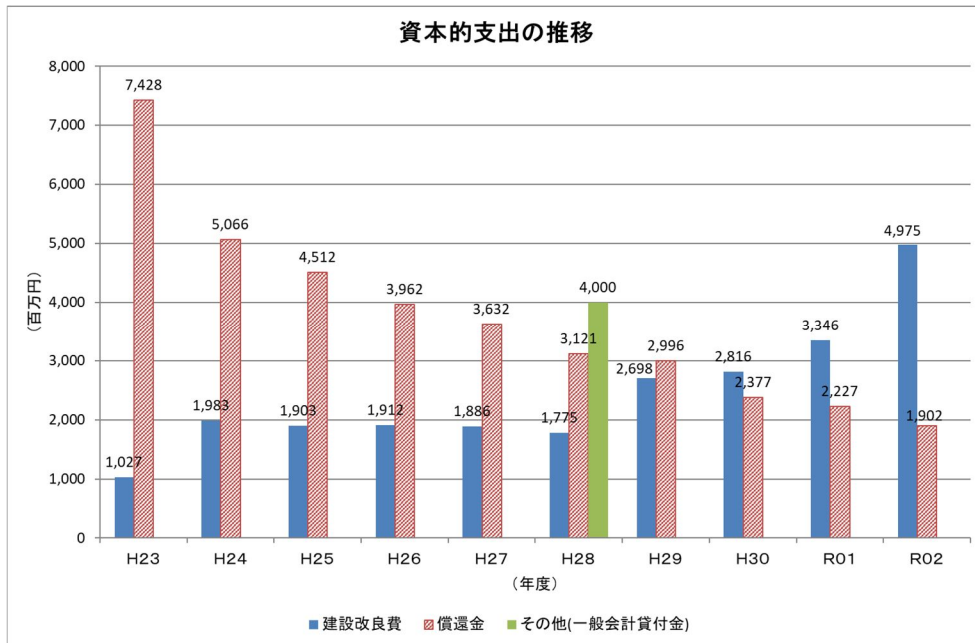
また、平成 26(2014)年度は、会計基準の見直しに伴う特別利益の計上により、純利益が増加しています。



(イ) 資本的支出の推移

資本的支出の建設改良費については、耐震化や老朽化対策等の改良・更新工事を計画的に実施するとともに、建設・拡張事業として、平成 22(2010)年度から平成 26(2014)年度までは南勢志摩水道用水供給事業の拡張、平成 28(2016)年度から北中勢水道用水供給事業(中勢系長良川水系)の大里浄水場の凝集沈澱池等の整備を実施しており、さらに、令和元(2019)年度から北中勢水道用水供給事業(北勢系長良川水系・中勢系長良川水系)の取水・導水施設の整備も進めていることなどから、近年、増加しています。

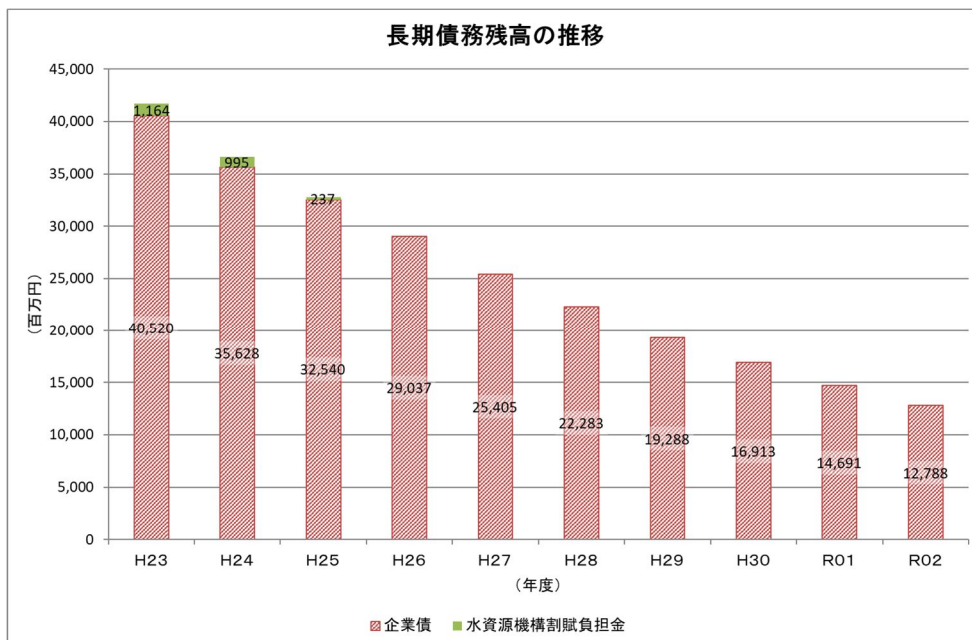
償還金については、平成 24(2012)年度まで高金利企業債及び水資源機構割賦負担金の繰上償還を計画的に実施してきたことや、近年増加する建設改良事業の財源に内部留保資金を充当し、新規企業債を発行していないことから、年々減少しています。



(ウ) 長期債務残高の推移

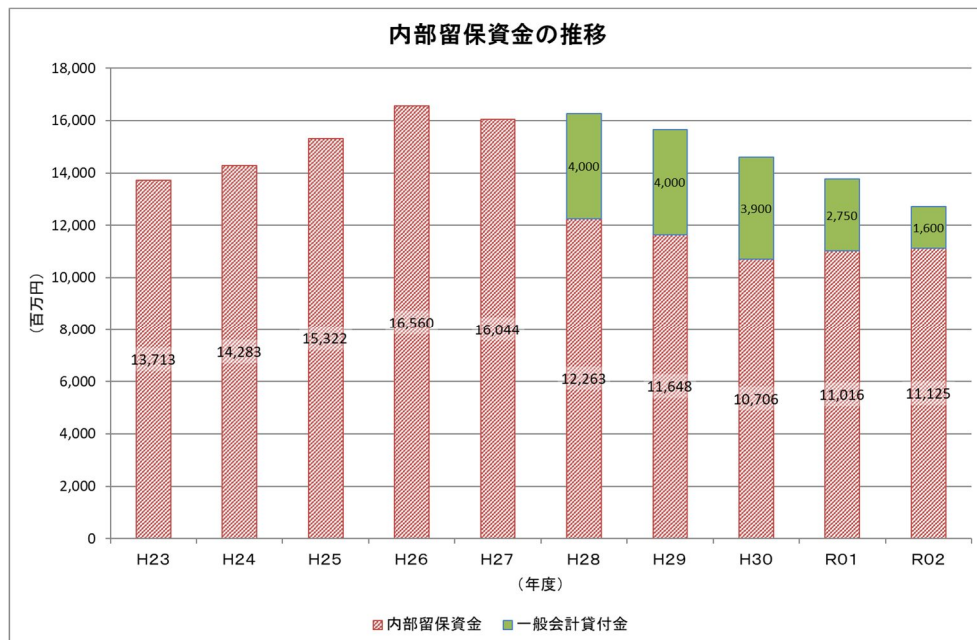
長期債務残高については、建設改良工事の財源に内部留保資金を充当することで、新規企業債の発行を抑制してきたことにより大きく減少しました。こうした取組により、平成 23(2011)年度に約 405 億円あった企業債残高は、令和 2 (2020)年度末には約 128 億円に減少しました。

また、水資源機構割賦負担金についても定期償還以外に繰上償還を行うことで、平成 26(2014)年度末には全額償還が完了しました。



(エ) 内部留保資金の推移

内部留保資金については、平成 26(2014)年度まで増加傾向にありましたが、近年増加する建設改良工事の財源に内部留保資金を充当していることから、平成 26(2014)年度末に約 166 億円あった内部留保資金は、令和 2 (2020)年度末には約 111 億円となっています。



内部留保資金は、減価償却費や純利益等により、会計内部に留保されてきた資金の累計であり、今後の建設改良費や企業債元金償還の財源等に使用します。その額は、貸借対照表から次の計算式で算出しています。

$$\text{内部留保資金} = (\text{流動資産} - \text{貯蔵品}) - (\text{流動負債} - \text{企業債(1年内に償還期限の到来するもの)})$$

一般会計貸付金は、平成 28(2016)年度末に一般会計に貸し付けた貸付金 40 億円の未償還元金を表しており、令和 6 (2024)年度に償還終了予定です。

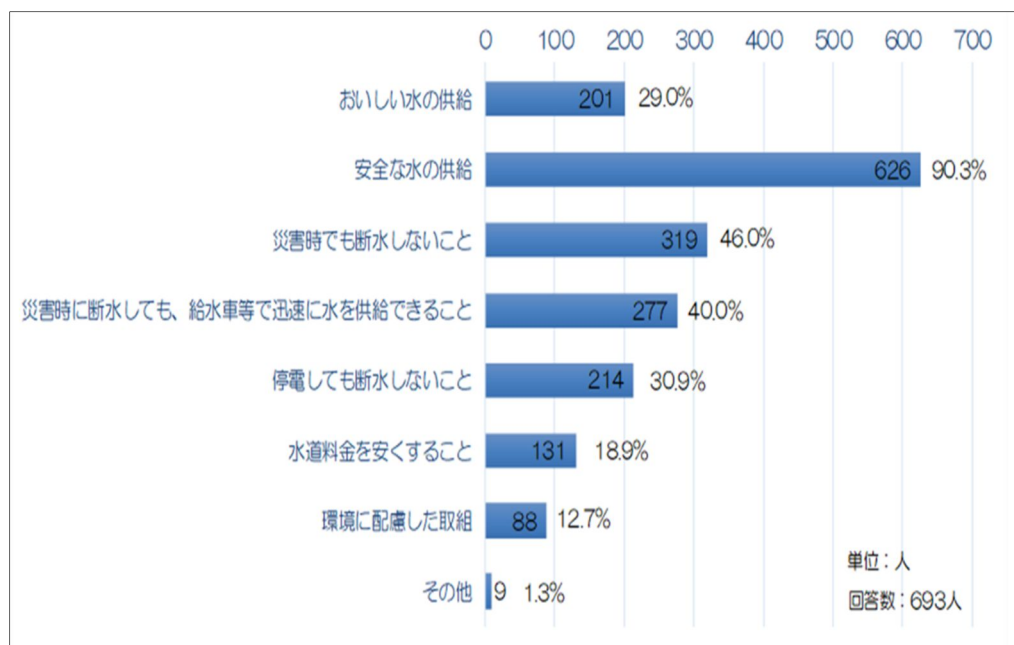
(2) 今後の課題

今後の事業経営にあたっては、水道に対する県民ニーズや人口減少社会の到来による水需要の減少をふまえたうえで、安全でおいしい水の供給、今後発生が予想される南海トラフ地震など大規模地震に備える耐震化、近年多発する集中豪雨などの被害に備える風水害対策、更新時期を迎える施設の長寿命化を含めた老朽化対策、水道事業の広域連携等の合理的な運営の検討などを推進することで、効率的で健全な事業運営による「安全・安定」供給を実現する必要があります。

ア 安全でおいしい水の供給

三重県が実施した「水道に関するアンケート」(令和元(2019)年度 e - モニター)の結果では、県民が水道に望むこととして、「安全な水の供給」、「災害時でも断水しないこと」が上位となっています。

企業庁では、現在、国が定めた水質基準を満足しているものの、近年の気象変動で水源水質に季節的な変動があり、カビ臭等の苦情が寄せられています。また、油流出など水源の水質事故は近年減少傾向にあるものの、依然として発生しています。県民の水道に対するニーズに応え、安全でおいしい水を供給し続けるため、引き続き、水質管理を徹底する必要があります。



(出典：令和元(2019)年度「e - モニター (電子アンケート) 結果」三重県)

イ 強靱な水道の構築

東日本大震災の教訓をふまえ、将来発生が予想される南海トラフ地震などの大規模地震に備えるとともに、設備の老朽化に伴う更新時期に対応するため、計画的に施設改良を推進する必要があります。

特に、浄水場など主要施設の耐震化については、最新の基準による耐震詳細診断結果(平成 27(2015)～平成 29(2017)年度実施)をふまえ必要な対策を実施するとともに、管路については優先度を考慮のうえ、引き続き耐震化を推進する必要があります。

老朽化対策については、主要施設及び管路等の更新時期は 20～30 年先となりますが、電気・機械設備については順次更新時期を迎えることから、施設の安全性をふまえてつつ予防的な修繕等を実施することで機能の保全・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進し、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図っていく必要があります。

風水害対策のうち浸水対策及び土砂災害対策については、施設への被害が及ばないように対策を実施する必要があります。

また、長時間停電対策については、非常用発電設備を概ね 24 時間程度運転できる燃料を貯留するよう改良を進めてきましたが、近年発生した長時間停電をふまえ、72 時間程度の停電への対策を推進する必要があります。

拡張事業（未整備分）については、北中勢水道用水供給事業（北勢系長良川水系・中勢系長良川水系）の取水・導水施設の整備にあたって、十分な事前調整が必要であり、受水市町や地元関係機関との連携を密にしていく必要があります。

ウ 健全な事業運営の持続

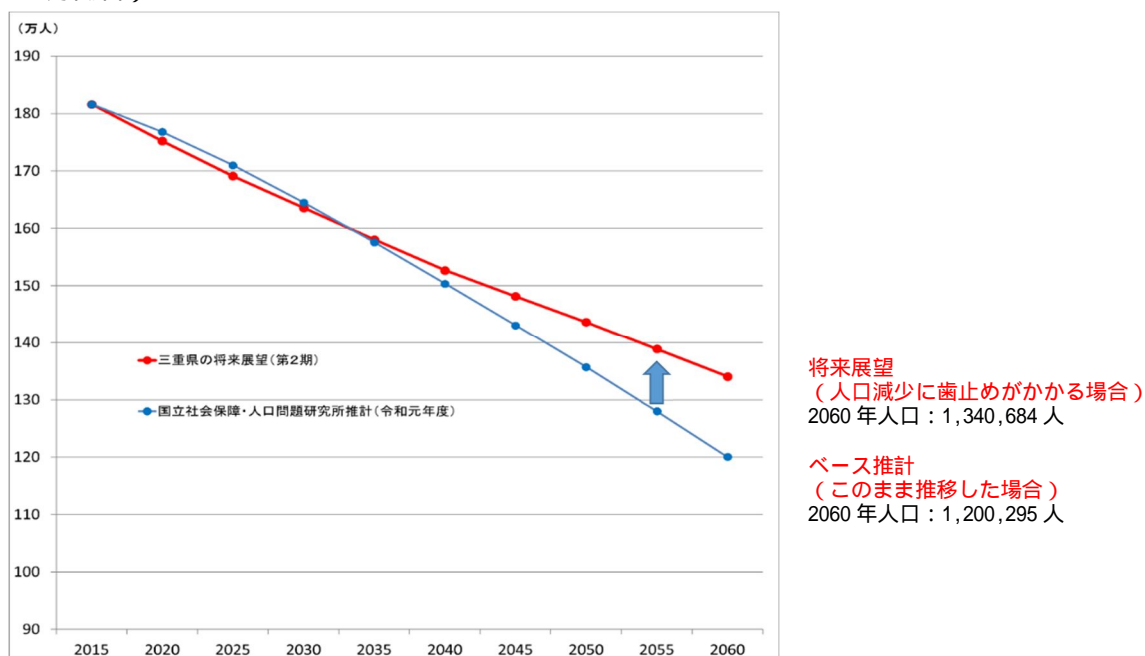
三重県の人口は、人口減少への対策を講じた場合でも令和 42(2060)年には 134 万人程度と、少なくとも 2 割程度減少するものと推計されています(三重県人口ビジョン)。これに伴い、地域差はあるものの水道の給水量も減少することが見込まれます。

水道用水供給事業の供給量も同様に減少すると仮定すると、当面は現行の料金水準を維持できるものの、施設の耐震化や老朽化による更新などの施設改良のほか、風水害などの新たな課題への対策に伴う費用負担も加わり、経営環境はより厳しさを増していくことが予想されます。

このため、施設改良にあたっては、引き続き、アセットマネジメントの手法を活用して、今後 40 年程度の更新需要や収支見通しのもと施設規模の適正化を考慮したうえで効率的・効果的に実施する必要があります。

また、これまで水道用水供給事業は、広域水道として市町の水道と一体的な機能を確保し、水道水の安定給水の一翼を担ってきました。今後はさらに受水市町と緊密な連携のもと、広域連携、官民連携など合理的な運営のための具体的な方策を検討し、中長期的な料金の抑制を含め、将来にわたり健全な事業運営を持続していく必要があります。

アセットマネジメントとは、水道施設による給水サービスを継続していくために必要な補修、更新といった施設管理に必要な費用と、そのための財源を算定し、長期的視点に立って経営していくこと。(出展：「平成 27(2015)年度 水道技術管理者研修 講演資料」厚生労働省)



三重県の人口のベース推計と将来展望(出典：「三重県人口ビジョン将来展望時点修正(令和2(2020)年4月)」三重県)

2 工業用水道事業

(1) 事業の概要及び取組の成果

ア 沿革

三重県の工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大への対応や、地盤沈下に対する地下水の代替水確保の必要性から、昭和 31(1956)年に四日市工業用水道(昭和 36(1961)年、県土木部から北伊勢工業用水道として引継)の給水を開始して以来、北伊勢工業用水道第 1 期から第 4 期事業へと拡張を重ねてきました。この間、他の地域でも事業を進め、昭和 38(1963)年には松阪工業用水道、昭和 46(1971)年には中伊勢工業用水道、昭和 61(1986)年には多度工業用水道の給水を開始しました。多度工業用水道については、唯一のユーザーの操業停止に伴い平成 28(2016)年 4 月に事業を廃止しました。

現在(令和 3(2021)年 4 月 1 日時点)は、北伊勢工業用水道、中伊勢工業用水道及び松阪工業用水道の 3 事業を運営し、県内の 91 社 104 工場に工業用水を給水しています。

給水能力は日量 91 万 1,500 m³、令和 2(2020)年度の年間実給水量は 1 億 5,645 万 m³であり、県全体の工業用水需要量の約 6 割に相当しています。

三重県工業用水道事業

令和 3(2021)年 4 月 1 日現在

事業名	水源	浄水場	給水能力 (m ³ /日)	契約水量 (m ³ /日)	給水区域	給水工場数
北伊勢工業用水道事業	長良川、三重用水	沢地	260,000	754,990	桑名市、 四日市市、 鈴鹿市、 津市、 朝日町、 川越町	70社81工場
	員弁川	伊坂	180,000			
	木曾川総合用水 (岩屋ダム)	山村	(560,000) 400,000			
中伊勢工業用水道事業	雲出川 (君ヶ野ダム)		(50,000) 33,000	14,370	津市	14 社工場
松阪工業用水道事業	櫛田川		38,500	38,500	松阪市	7社7工場
計		3 か所	(1,088,500) 911,500	807,860		91社104工場

(注)給水能力の()は全体計画量を示します。

契約水量(基本使用水量):一日の各時間において使用する水量の最大量に 24 を乗じて得た一日あたりの水量
確保水源

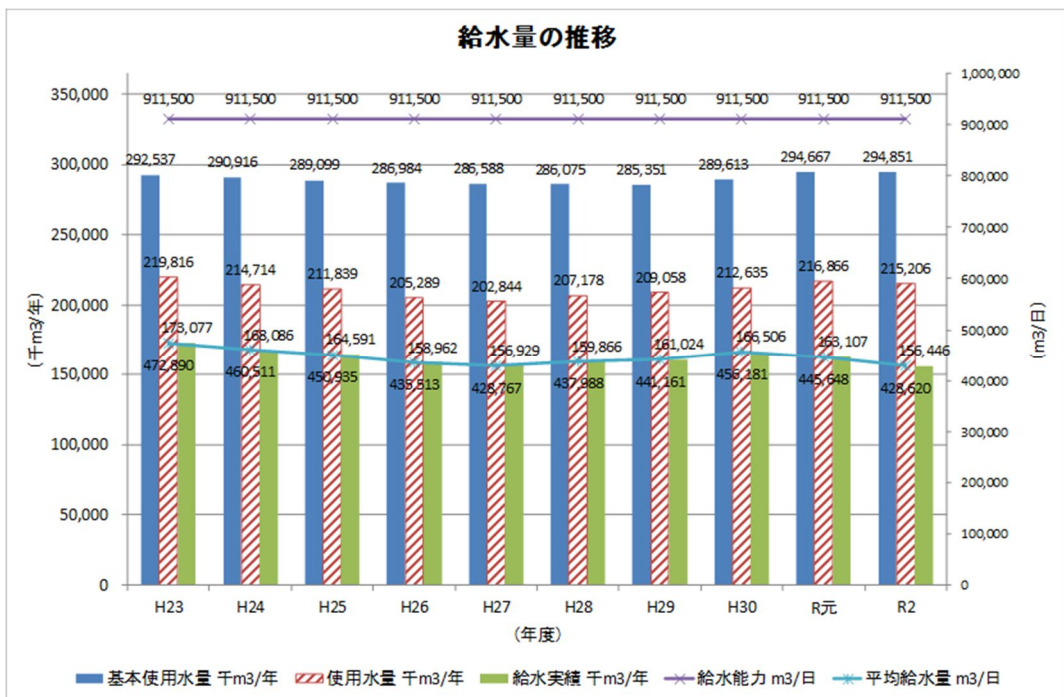
事業名	水源	計画給水量 (m ³ /日)	計画給水区域	備考
鈴鹿工業用水道事業	三重用水	4,800	四日市市、鈴鹿市	独立行政法人 水資源機構管理
長良川河口堰関連 工業用水道事業(仮称)	長良川 (長良川河口堰)	515,000	北勢地域	独立行政法人 水資源機構管理
計		519,800		

イ 給水量の推移

近年、一部工場の新増設に伴う水需要の伸びがあるものの、節水技術や回収率の向上、産業構造の変化等による水需要の伸び悩みや工場撤退に伴う使用廃止に伴い、給水量は僅かながら減少傾向となっています。

令和3(2021)年度の給水能力に対する契約率は、北伊勢工業用水道事業で90%、松阪工業用水道事業で100%と高水準である一方で、中伊勢工業用水道事業では44%と低く、多くの未契約水量を抱えています。

また、ユーザーから申込みのあった契約水量(基本使用水量)に応じて施設整備を行っていることから、原則として契約水量の減量を認めていません。このため、経済情勢の変化などにより一部ユーザーでは実際に使用する水量と契約水量とのかい離が大きくなっています。



ウ 料金の推移

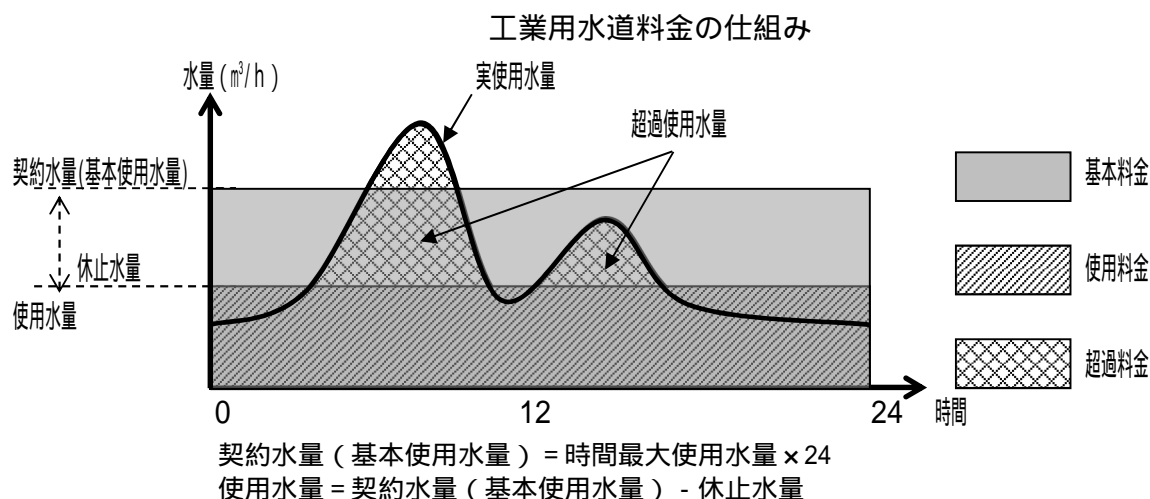
料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用し、概ね5年を目処に料金を改定することとしています。料金の額の算定は、ユーザーから申込みのあった契約水量(基本使用水量)の全部を使用したものとみなす責任使用水量制としています。また、ユーザーの節水努力や水使用合理化意識が負担軽減に反映されるように、休止水量を申し出ることによってその分の使用料金を減額する料金制度としています。

ここ数年の料金については、内部留保資金を活用して、企業債の繰上償還や建設改良費に充当し支払利息を軽減するなど、料金の低減化に努めています。

しかしながら、中伊勢工業用水道事業においては、ユーザーからの使用廃止の申し出があり、契約水量が3割程度減少したことに伴い、平成30(2018)年4月に料金を値上げする改定を行いました。

なお、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間の料金の見直しについては、持続可能な経営を確保しつつ、中長期的な費用の平準化を図ることで料金の抑制に努めた結果、3事業ともに料金を据え置くこととしました。

給水原価は、ユーザーからの申し出に基づき料金算定の根拠となる使用水量ベースで1 m³あたり23.6円、実給水量ベースで32.4円であり、全国平均(30.1円)よりもやや高値となっています。



各事業の料金の推移

(単位:円)

項目 年度	北伊勢工業用水道事業			中伊勢工業用水道事業			松阪工業用水道事業		
	基本料金	使用料金	超過料金	基本料金	使用料金	超過料金	基本料金	使用料金	超過料金
H23	15.5	3.5	38.0	21.3	1.9	46.4	14.9	1.1	32.0
H24									
H25									
H26									
H27									
H28	14.5	4.0	37.0	27.4	2.0	58.8			
H29									
H30									
R1									
R2									
R3									

基本料金は、契約水量(基本使用水量)1 m³あたり

使用料金は、使用水量(基本使用水量から休止水量を減じて得た水量)1 m³あたり

超過料金は、超過水量1 m³あたり

エ 施設管理の状況

北伊勢工業用水道事業の3浄水場及び北中勢水道用水供給事業（北勢系）の2浄水場の運転監視を集約し、北勢水道事務所から遠方監視制御により運転を行っています。

また、中伊勢工業用水道事業及び松阪工業用水道事業は伏流水取水であり浄水場がないことから、両事業の取水・配水施設と北中勢水道用水供給事業の2浄水場を集約して、中勢水道事務所から遠方監視制御により運転を行っています。

なお、平成15(2003)年度から運転監視業務を順次民間委託しており、平成21(2009)年度からは、北伊勢工業用水道事業において、個々に委託していた浄水場等の技術管理業務を一つに束ねた包括的な民間委託を導入し、導入後も、その効果を検証したうえで委託範囲や委託期間を見直すなど民間活力の積極的な導入による業務の効率化を図っています。

北伊勢工業用水道事業の浄水場等における技術管理業務

主な業務	年度															
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
運転監視	個別委託	包括的な民間委託				包括的な民間委託			包括的な民間委託			包括的な民間委託				
日常の維持管理・緊急時対応	直営															
機械設備の保守点検	個別委託															
電気・計装設備の保守点検	個別委託	個別委託				個別委託			個別委託			個別委託				
除草等の環境整備	個別委託	包括的な民間委託														

包括的な民間委託の導入 導入効果を検証し委託範囲を見直し

委託期間を5年に拡大

オ 施設整備の状況

浄水場などの主要施設や水管橋の耐震化、耐用年数を経過した管路や施設の老朽化対策など、改良・更新工事を計画的に実施しています。

また、企業からの新たな工業用水の需要に対応するため、配水管布設工事などを行い、平成19(2007)年度から令和2(2020)年度までの14年間で、60件の新規又は増量の給水を行いました。

(ア) 耐震化

ユーザーの企業活動に重大な被害が及ばないよう、大規模地震による被害を最小限に抑えるため、浄水場・ポンプ所などの主要施設や配水運用上重要な水管橋を優先して耐震化に取り組んできました。

主要施設については、全3浄水場（沢地、伊坂、山村）の25浄水処理施設のうち、令和元（2019）年度に伊坂浄水場の5施設で耐震性を有することが確認されたことから、残りの施設について計画的に耐震補強工事を実施し、令和3（2021）年度の耐震化完了に向けて取り組んでいます。

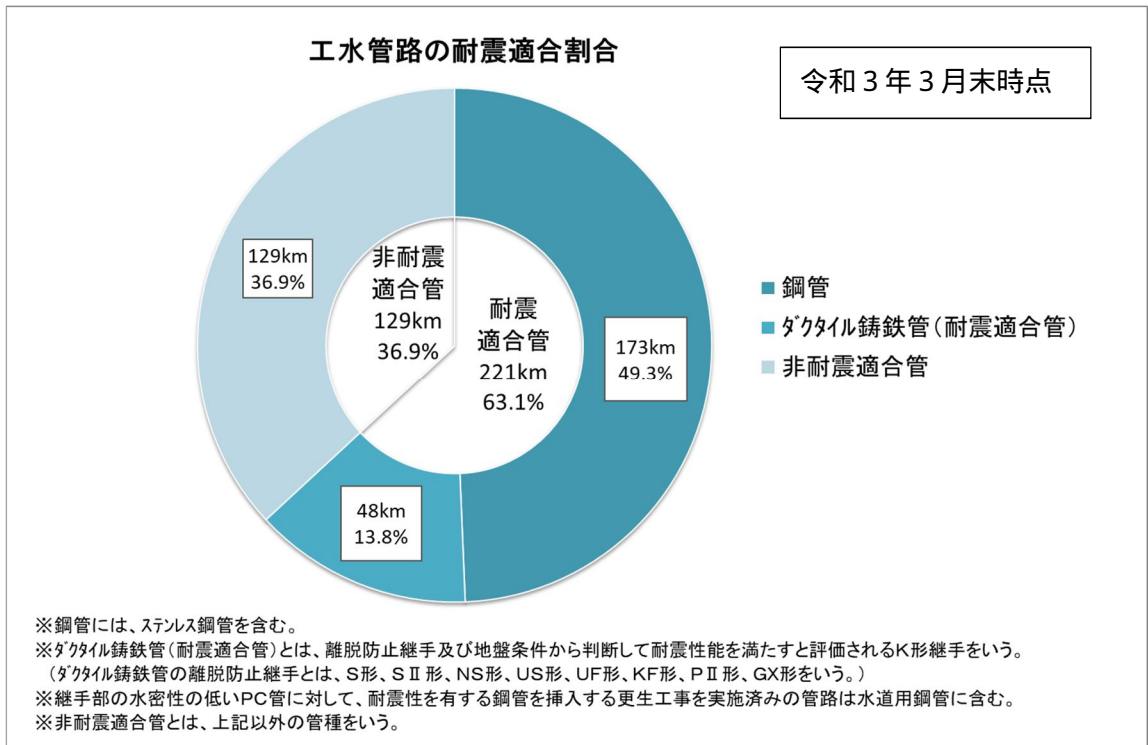
水管橋については、優先的に取り組むこととしてきた大規模水管橋の耐震化は概ね完了しています。また、埋設化等を検討する水管橋を除き、主に内径 1000 ミリ未満の配水運用上重要な水管橋については、11 橋の耐震化に取り組むこととしており、令和 2（2020）年度末時点では 3 橋の耐震化が完了しています。



鈴鹿川第 2 水管橋の耐震化

管路については、総延長（導水、送水及び配水管路）約 350 km のうち、継手に耐震性を有しないダクタイル鋳鉄管（A 型継手、地盤の悪い地区に埋設された K 型継手）、PC 管（プレストレスコンクリート管）及び鋳鉄管が 4 割程度残っているため、老朽化対策として実施する管路更新にあわせて耐震化を進めてきました。

また、独立行政法人水資源機構が管理する木曽川用水施設等については、同機構が耐震化を進めています。



(イ) 老朽化対策

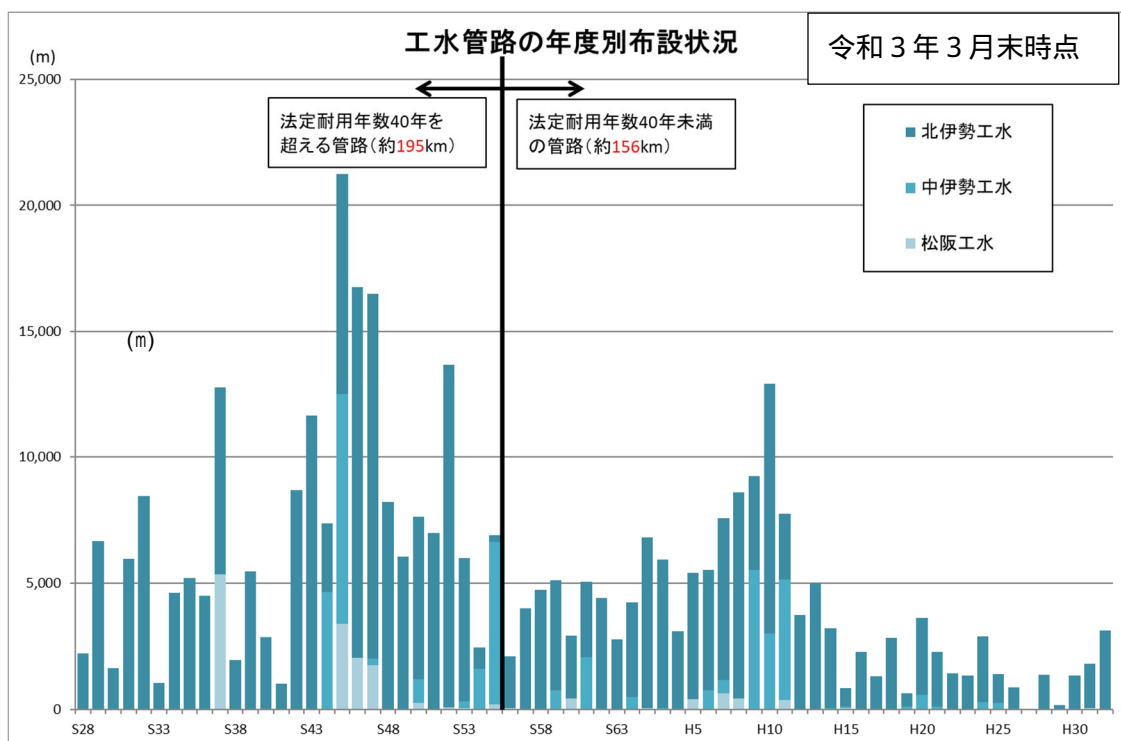
浄水場などの主要施設については、耐震化とあわせて老朽化対策を実施しています。

管路については、法定耐用年数の40年を超える管路が令和2(2020)年度末時点で約56%あり、5年後には、約64%が法定耐用年数を経過する管路となります。こうしたことから、特に重要度の高い主要幹線や布設年度が古い配水管路、ライフライン関連ユーザー向け配水管路を優先して更生工事や複線化を実施してきました。



パイプインパイプ工法による管更生工事

電気・機械設備については、定期的な点検を通して劣化・損傷の程度を把握し、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び交換部品の製造中止などの要素を総合的に判断して修繕・更新を行っています。



(ウ) 風水害対策

近年の台風や集中豪雨等に伴う全国的な浸水被害、土砂災害被害及び長時間停電の発生状況をふまえて、主要施設であるポンプ所や配水池等の工業用水道施設における対策の検討を進める必要があります。

現在（令和3（2021）年2月時点）河川管理者等が公表している洪水、高潮及び津波の浸水想定区域内に10施設（水道との共用施設1施設を含む）三重県が指定する土砂災害警戒区域内に3施設（1施設は過年度に対策済み）あることが判明しています。浸水被害や土砂災害等に対する対策について、先行事例の調査を行うとともに、現地調査等を行った結果、被災が想定され、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある対策が必要となる施設は9施設であることを確認しました。

また、長時間停電対策として、主要施設に非常用発電設備を設置しています。

カ 施設規模の適正化への取組

北伊勢工業用水道事業では、これまで水質悪化や河川流況により取水が困難で維持していくことが非効率な水源を廃止することや、老朽化対策として配水管の布設替えを実施する際は現状の需要量に応じた適正な管径とすることなど、施設規模を縮小させています。

一方、事業を廃止した多度工業用水道事業の水源（三重用水）を北伊勢工業用水道事業の水源と位置付け複数水源化を図るとともに、契約水量の増量に伴い、既存ユーザーへの給水に影響が出ないように、加圧ポンプ所や配水池を整備する等、給水の安定化を図っています。

また、新たに中勢北部サイエンスシティ（津市）へ給水するため、専用配管の建設を行うには多額の費用を要することから、北中勢水道用水供給事業（中勢系長良川水系）の導水管の能力の余裕分（4,000 m³/日）を利用し、新たな投資を抑制しています。

松阪工業用水道事業では、取水所の取水井戸が能力低下していることが判明したため、取水井戸の更新を検討しています。

キ 財務の状況

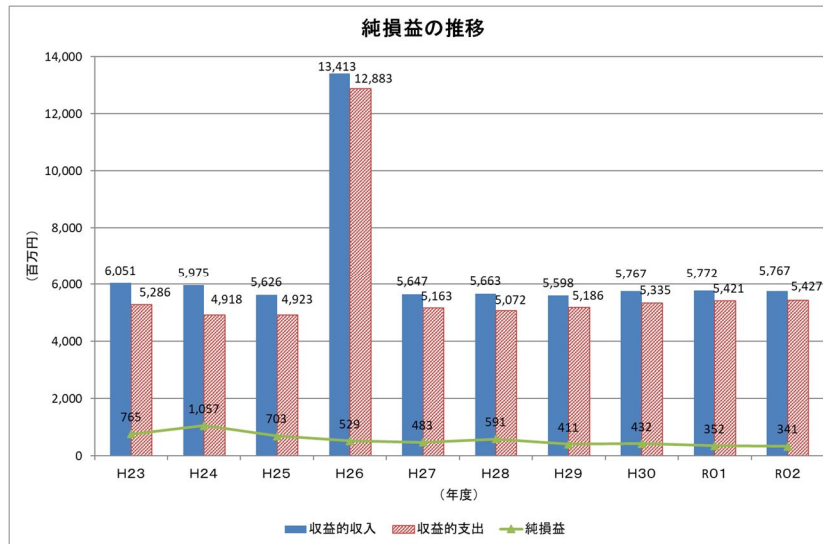
毎年度の損益は黒字基調となっており、令和2（2020）年度末において累積欠損金はありません。また、建設改良事業において耐震化や老朽化対策等を計画的に実施する一方で、その財源に内部留保資金を充当することで、新規企業債の発行を抑制する等長期債務残高の減少に努めました。その結果、自己資金も堅実に確保できており、経営の健全性は保たれています。

(ア) 純損益の推移

純損益については、給水量の減少傾向に伴い、給水収益も減少してきていますが、維持管理経費の節減によるコスト低減や、平成26（2014）年度までの高金利企業債及び水資源機構割賦負担金の繰上償還と、新規企業債の発行抑制による利息軽減等

の経営改善の取組の結果、概ね3～10億円の黒字で推移してきました。

なお、平成26(2014)年度は多度工業用水道事業の減損処理により、収益的収入・支出が大きく増加しています。

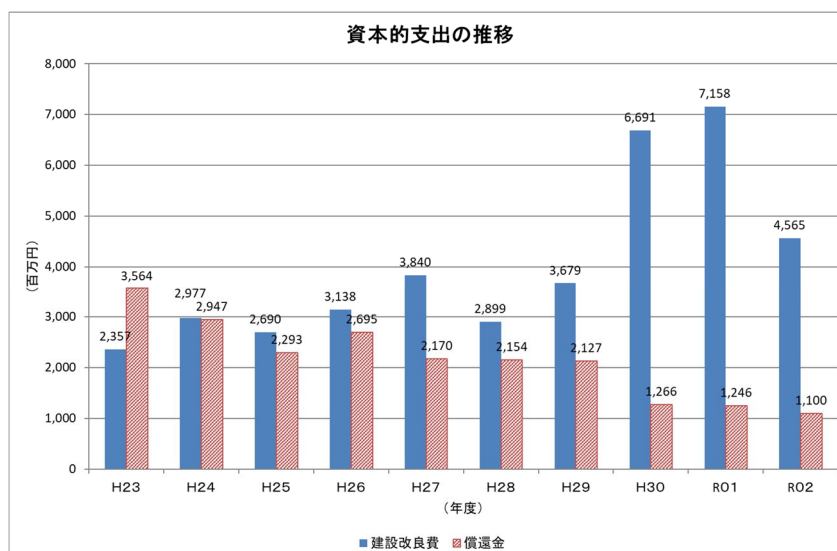


(イ) 資本的支出の推移

資本的支出の建設改良費については、耐震化や老朽化対策等の改良・更新工事を計画的に実施しており、平成26(2014)年度以降は、沢地浄水場や山村浄水場などの主要施設の耐震化や、特に重要度の高い主要幹線及び布設年度が古い配水管路等の更新・複線化等により、大きく増加しています。

償還金については、平成26(2014)年度まで高金利企業債及び水資源機構割賦負担金の繰上償還を計画的に実施してきたことや、新規企業債の発行の抑制に努めていることにより、年々減少してきています。

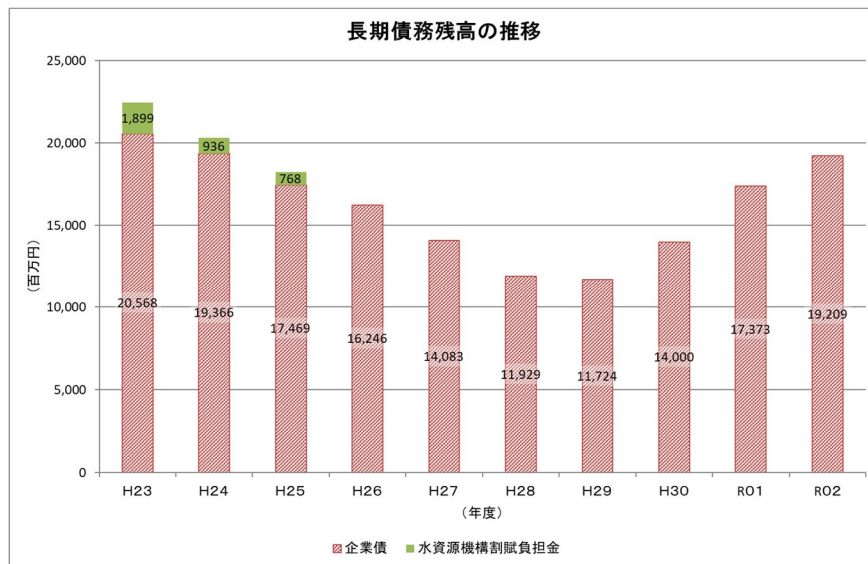
なお、平成29(2017)年度以降、耐震化や老朽化対策等の大規模な改良・更新工事を計画的に実施するため、新規企業債を発行していますが、元金据置期間があり、償還金は増加していません。



(ウ) 長期債務残高の推移

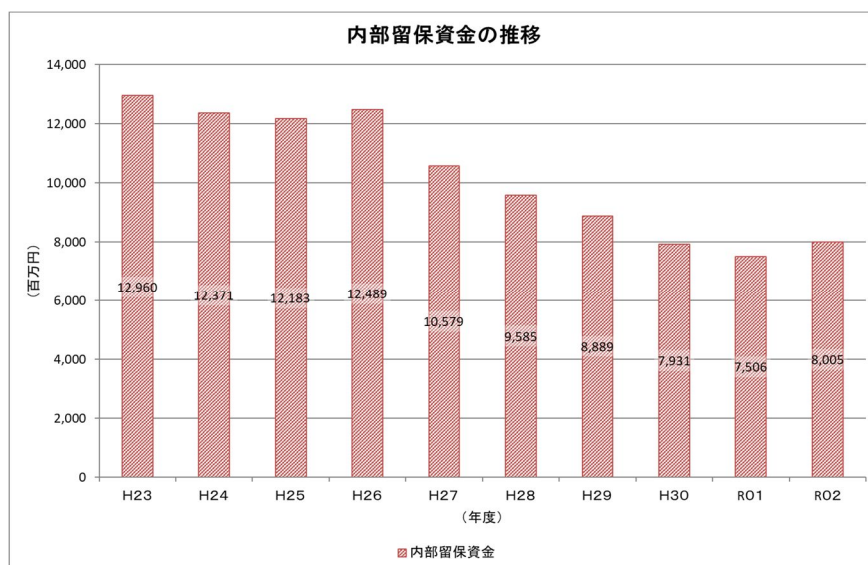
長期債務残高については、建設改良工事の財源に内部留保資金を充当し、新たな企業債の発行を抑制してきたことにより平成 28(2016)年度までは大きく減少しました。平成 29(2017)年度以降は、耐震化や老朽化対策等の大規模な改良・更新工事を計画的に実施するため、新規企業債を発行したことにより、令和 2 (2020)年度末の企業債残高は、約 192 億円となっています。

なお、水資源機構割賦負担金については、定期償還以外に繰上償還を行うことで、平成 26(2014)年度末には全額償還が完了しました。



(エ) 内部留保資金の推移

内部留保資金については、平成 26(2014)年度までは、概ね 120~130 億円前後で推移していましたが、平成 27(2015)年度以降は、主要施設の耐震化による建設改良費の増加等により大きく減少し、令和 2 (2020)年度末には約 80 億円となっています。



(2) 今後の課題

今後の事業経営にあたっては、水需要の大幅な伸びが見込めない中で、今後発生が予想される南海トラフ地震など大規模地震に備える耐震化、更新時期を迎える施設の長寿命化を含めた老朽化対策、近年多発する集中豪雨などの被害に備える風水害対策、合理的な事業運営の検討などを推進することで、将来にわたり良質で安定した工業用水の供給を実現する必要があります。

ア 強靱な工業用水道の構築

東日本大震災の教訓をふまえ、将来発生が予想される南海トラフ地震などの大規模地震に備えるとともに、営業開始から60年以上が経過した施設の老朽化に伴う更新時期に対応するため、計画的に施設改良を推進する必要があります。

主要施設の耐震化については、全3浄水場(沢地、伊坂、山村)の25浄水処理施設の耐震化が令和3(2021)年度に完了するため、浄水処理施設以外の主要施設の耐震化を推進し、更なる強靱化を進める必要があります。

老朽化対策については、ますます老朽化が進む管路の更新を推進する必要があります。また、電気・機械設備についても順次更新時期を迎えることから、施設の安全性をふまえて予防的な修繕等を実施することで機能の保全・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進し、維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減するよう設備の長寿命化を図るとともに、効率的かつ計画的な更新を進める必要があります。

風水害対策のうち浸水対策及び土砂災害対策については、施設への被害が及ばないように対策を実施する必要があります。

また、長時間停電対策については、非常用発電設備を概ね24時間程度運転できる燃料を貯留するよう改良を進めてきましたが、近年発生した長時間停電をふまえ、72時間程度の停電への対策を推進する必要があります。

イ 健全な事業運営の持続

近年の水需要量は、一部工場の新増設に伴う増加はあるものの、事業再編や節水技術の向上等により僅かながら減少傾向にあり、今後も水需要の大幅な増加は見込めないものと推測されます。

また、現状のサービスを維持しつつ、施設の耐震化や老朽化対策などの施設改良に加えて、風水害などの新たな課題への対策を進める必要があります、費用が増加することで、現行の料金水準を維持することは困難と予想されます。

こうしたことから、引き続き、今後の需要量を的確に予測し、その予測に応じた事業規模の適正化を検討していくとともに、アセットマネジメントの手法を活用して、今後40年程度の施設の更新需要や収支見通しのもと、健全な事業運営を確保しつつ、耐震化や更新等の施設改良を効率的・効果的に実施する必要があります。

また、地方公営企業として独立採算性を確保し、健全な事業運営を持続していくため、継続して経費節減、需要開拓などに努めるとともに、既存ユーザーとの対話による相互理解を図りながら、料金制度の適正化など、合理的な運営のための具体的な方策を検討していく必要があります。

3 電気事業

(1) 事業の概要及び取組の成果

ア 沿革

三重県の電気事業は、宮川総合開発事業の一環として長(なが)発電所を建設したことに始まり、平成10(1998)年度までの間に中南勢地域総合開発事業、石油代替エネルギー政策のもとで、10か所の水力発電所を建設し、水力発電事業を運営してきました。

また、資源循環型社会の構築を図るとともに未利用エネルギーの有効活用を促進するため、市町村及び三重県が参画する広域的なモデル事業として三重ごみ固形燃料発電所を整備し、平成14(2002)年12月からRDF焼却・発電事業の運営を開始しました。

水力発電事業については、平成19(2007)年2月に知事から示された「企業庁のあり方に関する基本的方向」において、民間譲渡が最初の選択肢と示されたことを受け、中部電力株式会社と譲渡交渉を行った結果、10か所全ての水力発電所を3年間で段階的に譲渡することとし、平成27(2015)年4月1日に全ての譲渡が完了したことで終了しました。

RDF焼却・発電事業については、平成15(2003)年8月19日に三重ごみ固形燃料発電所RDF貯蔵槽爆発事故が発生し、発電所の運転を停止しましたが、その後、安全対策等の施設改修及び危機管理マニュアル等を整備し、試運転を経て、平成16(2004)年9月21日から運転を再開しました。また、安定的にRDFを処理するため、新たな貯蔵施設を整備し、平成18(2006)年8月29日から運用を開始しました。

RDF焼却・発電事業の事業期間は令和2(2020)年度末までとしていましたが、事業に参画する市町及び三重県で構成する三重県RDF運営協議会総会(平成30(2018)年7月)において、「製造団体は、令和元(2019)年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行する。」ことなどが決議されました。このことを受けて、RDF製造団体は令和元(2019)年8月から9月までにかけて、順次、新たなごみ処理体制に移行し、三重ごみ固形燃料発電所でのRDF焼却・発電は令和元(2019)年9月17日をもって終了しました。

現在、RDF焼却・発電施設の撤去を進めるなど、RDF焼却・発電事業の円滑な終了と電気事業の廃止に向けた取組を進めています。

なお、平成18(2006)年6月に提起したRDF貯蔵槽爆発事故等に係る民事訴訟については、平成27(2015)年3月に津地方裁判所において判決の言渡しがあり、同年4月に判決が確定しました。

(三重ごみ固形燃料発電所の概要)

設置場所：桑名市多度町力尾地内
 処理方式：外部循環型流動層ボイラ方式
 処理能力：240 t / 日
 (120 t / 日 × 2 系列)
 発電出力：12,050 k W



(R D F 製造団体 (5 団体 12 市町))

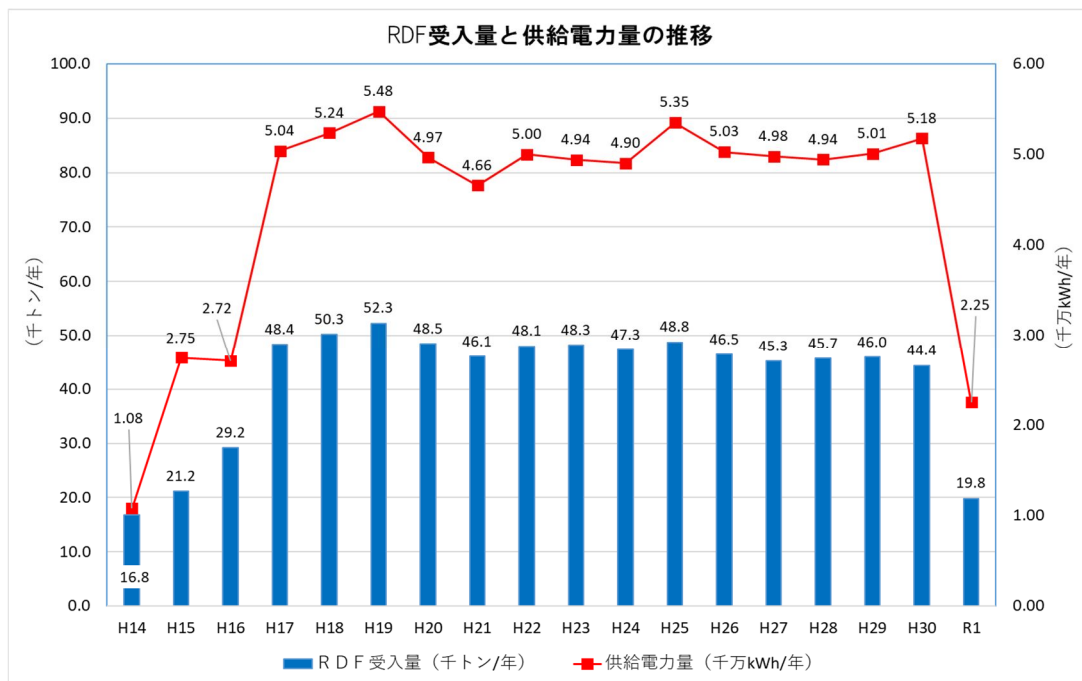
令和元(2019)年 8 月時点

事業主体	構成市町
桑名広域清掃事業組合	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
香肌奥伊勢資源化広域連合	大台町、多気町、大紀町
南牟婁清掃施設組合	熊野市、御浜町、紀宝町
伊賀市	
紀北町	

志摩市は平成 25 年(2013)度末脱退。 松阪市は平成 26(2014)年度末脱退。

イ R D F 受入量及び供給電力量の推移

三重ごみ固形燃料発電所では、平成 14(2002)年 12 月に運転を開始し、令和元(2019)年 9 月の運転終了までに、製造団体から R D F を約 75 万トン受け入れ、約 7 億 9,500 万 k W h の電力を桑名広域清掃事業組合及び電気事業者へ供給しました。



ウ 施設管理の状況

三重ごみ固形燃料発電所は、平成 12(2000)年 10 月に施設の設計・整備と施設管理を一括してプロポーザル方式により発注し、施設整備の後、平成 14(2002)年 12 月から運転を開始しました。

平成 15(2003)年 8 月の R D F 貯蔵槽爆発事故後に、施設の総点検及び安全運転のための改修を行うとともに、維持管理体制の見直し、「安全管理会議」の設置、「危機管理マニュアル」の整備などを行いました。

その後、新たな貯蔵施設を整備し平成 18(2006)年 8 月から運用を開始するなど、爆発事故の教訓をふまえ、安全の確保に万全を期した運転管理を行い、令和元(2019)年 9 月に R D F 焼却・発電が終了するまで安全・安定な運転を続けました。

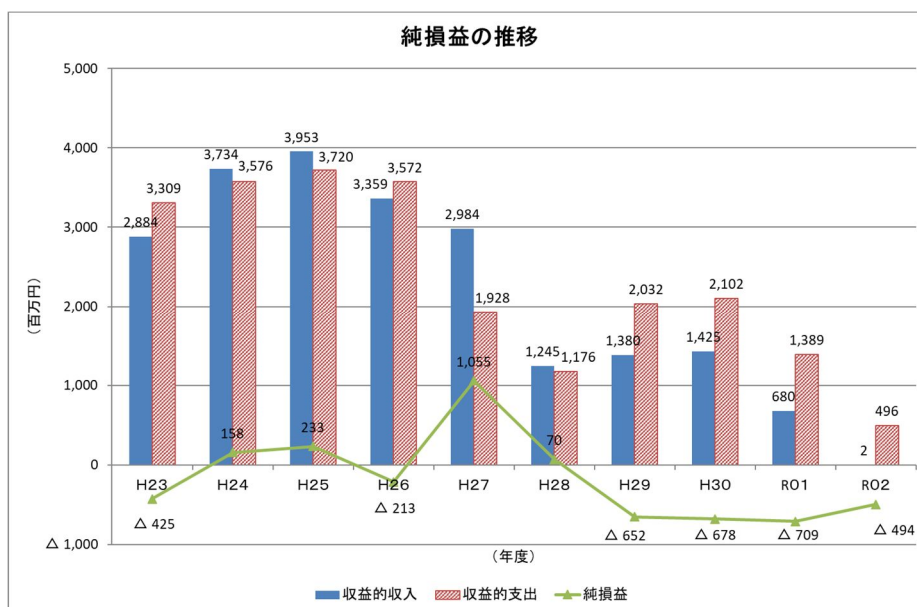
エ 財務の状況

R D F 焼却・発電事業においては、売電単価の変遷等により、損益が大きく変化しました。水力発電所の譲渡で得た資金は、電気事業会計内に留保していましたが、令和 2(2020)年度に一般会計へ納付しました。また、水力発電事業、R D F 焼却・発電事業とも企業債の償還を終えています。

(ア) 純損益の推移

R D F 焼却・発電事業は事業開始から赤字が続いていましたが、R D F 処理委託料の改定、再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用や供給先を入札で決定することとしたこと等から収入が増加し、平成 24(2012)年度から平成 28(2016)年度までは、収支が黒字となりました。平成 29(2017)年度以降は、維持管理費用の増加等から赤字となりました。令和元(2019)年 9 月には、R D F 焼却・発電を終了し、現在、R D F 焼却・発電事業の円滑な終了に向けた取組等を進めています。

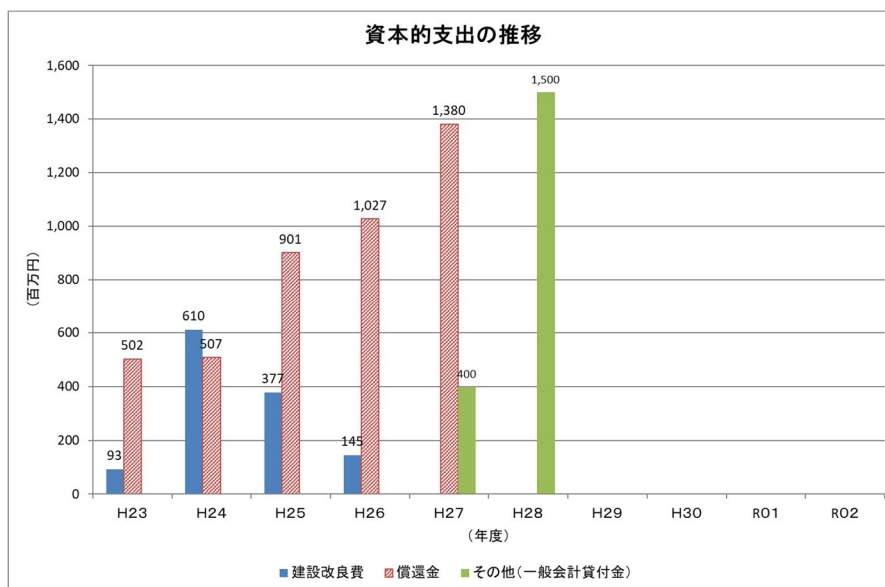
水力発電事業は、平成 24(2012)年度末から段階的譲渡を行い、平成 26(2014)年度末をもって廃止し、現在、譲渡対象外資産の処分などの残務整理を行っています。



(イ) 資本的支出の推移

資本的支出の建設改良費においては、平成 23(2011)年度から平成 25(2013)年度までにかけて、水力発電所の譲渡に向けた P C B 含有主要変圧器の取替工事等を実施しました。

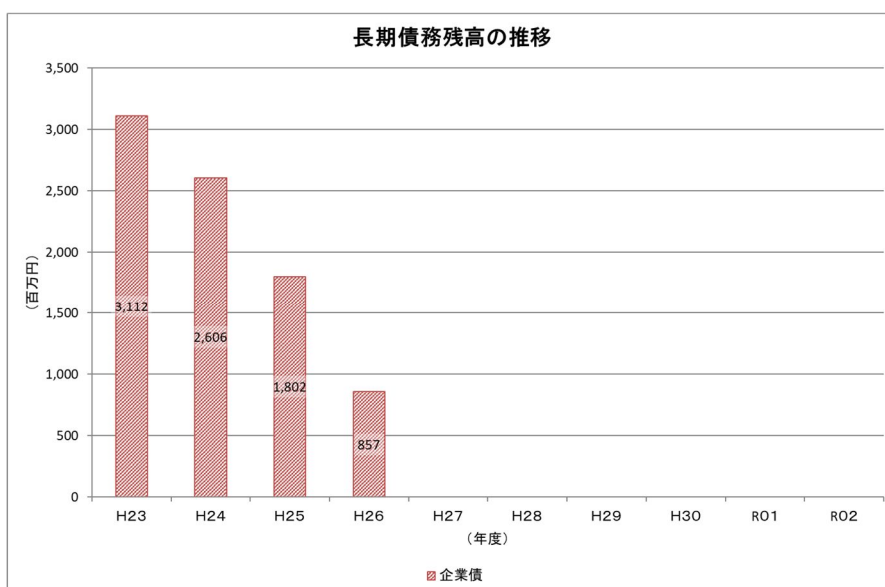
償還金については、平成 25(2013)年度から水力発電所譲渡に伴う企業債の繰上償還及び国庫補助金の返還を実施し、平成 27(2015)年度で完了しました。



1年度あたり5百万円未満の建設改良費は記載を省略しています。

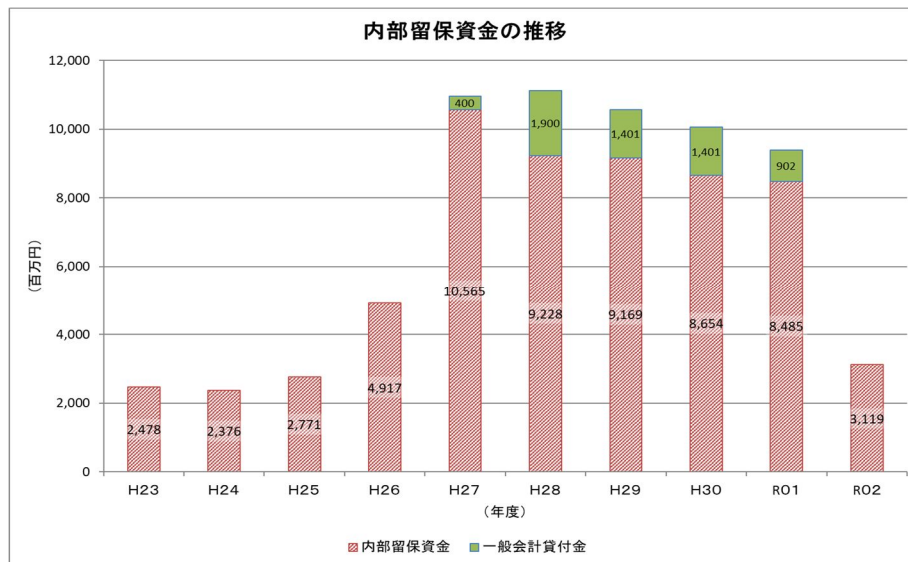
(ウ) 長期債務残高の推移

長期債務残高については、三重ごみ固形燃料発電所建設分の企業債の償還を平成 27(2015)年度に完了するとともに、水力発電所建設改良に係る企業債についても、水力発電所の民間譲渡による残債の繰上償還に伴い、平成 27(2015)年度に全額償還を完了しました。



(エ) 内部留保資金の推移

内部留保資金については、平成 25(2013)年度から順次、水力発電所の譲渡代金を受け入れたことにより、平成 27(2015)年度末には約 106 億円となりました。その後、令和 2 (2020)年度に約 58 億円を一般会計へ納付したことから、令和 2 (2020)年度末残高は、約 31 億円となっています。



一般会計貸付金は、平成 27(2015)年度末に 4 億円、28(2016)年度末に 15 億円を一般会計に貸し付けた貸付金の未償還元金を表しており、令和 2 (2020)年度にいずれも償還は終了しました。

(2) 今後の課題

R D F 焼却・発電事業の円滑な終了に向け、関係市町及び関係部局等と協議・調整を行い、R D F 焼却・発電施設の撤去や事業の総括を行うとともに、電気事業の廃止を行う必要があります。

4 各事業の展開を支える取組

(1) 取組状況

ア 経営基盤の強化

(ア) 組織・定員・給与・人事管理

一市供給地域における水道用水供給事業の市水道事業への一元化や水力発電事業の民間譲渡などの抜本的な経営改善により、近年、企業庁の事業内容は大きく変化しました。

こうした変化に対応した組織改編を実施するとともに、適正な人員配置を実施しています。

また、企業庁職員の給与について、知事部局の職員等との均衡に留意した適切な制度管理を行うとともに、地方公務員法の改正をふまえ、「企業庁職員育成支援のための人事評価制度」を導入するなど適切な人事管理を実施しています。

(イ) 人材育成・技術継承

企業庁を取り巻く環境が大きく変化している中で、企業庁職員のめざすべき姿、求められる能力を明らかにしたうえで、めざすべき姿の実現に向けて「三重県企業庁人材育成方針」を令和2(2020)年度に改定しました。

人材育成方針に基づき、OJTにより求められる能力が修得できるようジョブローテーションの考え方に基づく人事配置、電気主任技術者等の必要な資格取得に向けた人事配置等を行うことで計画的な人材育成を進めています。OJTを前提としたジョブローテーションによる人材育成を補完するものとして三重県企業庁職員研修計画を策定し、その中で技術職員等に対する研修の実施のほか、関係団体や他の事業体等が主催する外部研修への参加など、多様な研修を取り入れています。

また、職員が施設の維持管理や緊急時対応、民間事業者に対する技術的な指導監督など業務の中で経験的に培った技術や知識について、各所属でOJTにより技術継承を推進しています。

(ウ) 危機管理

水道用水及び工業用水の安定供給を行うため、企業庁における危機管理体制の構築、危機発生時の未然防止対策、危機発生時の対応等の危機管理に係る基本的な取組方針を定めた「三重県企業庁危機管理推進計画」を策定し、危機管理の推進を図っています。

漏水や水質汚染などの事故に対しては、迅速かつ確な対応を行う必要があるため、危機管理マニュアルを整備し、各所属での研修や訓練を実施するとともに、市町やユーザー、民間事業者など関係者と連携した訓練を実施しています。

また、大規模地震などの災害に対しては、企業庁独自の非常参集体制等を整備するとともに、水道・工業用水道の業務を経験した退職者による「みえ水道ボランティア」や業界団体と連携した訓練を実施することで危機管理体制の充実・強化を図っています。

さらに、大規模災害時は被災自治体単独での応急措置等の実施が困難なことから、県内市町や中部圏、近畿圏の府県市と広域で連携して早期復旧体制が確保できるよう相互応援協定を締結しています。



水道ボランティアとの応急給水訓練

(エ) 資金・資産の管理・活用

計画的かつ統一的な財務運営の方向性を示した「三重県企業庁財務運営方針」を策定し、内部留保資金の適正保有額に留意しつつ各事業の財源を調整し、効率的・計画的な財務運営を行っています。

また、「三重県企業庁資金運用方針」に基づき確実かつ効率的な資金運用及び管理を行っています。

さらに、水力発電事業の民間譲渡に伴い発生した譲渡対象外資産等の処分に取り組んでいます。

(オ) 経営の品質向上

市町やユーザーのニーズの的確な把握に努めるとともに、ISO 9001品質マネジメントシステムを活用し、PDCAサイクルによる品質管理の徹底、業務の継続的な改善など、顧客満足の向上をめざし経営の品質向上に取り組んでいます。

また、ICタグを利用した貯蔵品管理や点検業務支援端末の導入など、デジタル化による業務改善等を推進するための取組の検討を進めています。

イ 地域社会との信頼構築

(ア) 情報提供とコミュニケーション

事業の内容や経営の状況、水質検査結果などの情報をホームページ等の多様な媒体を活用して提供することで公営企業としての説明責任を果たすとともに、市町、ユーザーとの定期的な協議の場を通じて、対話による相互理解を深めることで、県民や市町、ユーザーの安心感や信頼感の醸成に努めています。

なお、コロナ禍において、事業継続及び感染症拡大防止の観点から、対面によるPRが困難な場合でも、水道への理解を深めていただくため、浄水場の仕組みを説明した動画をホームページで公開しています。

(イ) コンプライアンス

県民の皆さんの信頼を得られるよう法令等に基づく適正な職務遂行や社会規範、ルール、マナーの遵守について、会議や職員間での意見交換を行うなど職員のコンプライアンス意識の向上に努めています。

また、RDF焼却・発電の終了後においても、平成15(2003)年度に発生したRDF貯蔵槽爆発事故により、企業庁が管理する施設において消火作業中の消防職員2名が殉職されるという痛ましい事実を未永く職員の記憶に留め、二度とこのような痛ましい事故を発生させないよう、コンプライアンス推進の中で、事故の教訓を生かした取組を進めています。

(ウ) 地域貢献

浄水場の施設見学の受入れなどにより、学校教育や社会教育の場を提供するとともに、地域のイベント等への協賛などにより、地域との交流を進めています。

北伊勢工業用水道事業の専用貯水池である、伊坂ダム及び山村ダムの周辺を市民の憩いの広場として一般に開放するとともに、伊坂・山村両ダムの「ダムカード」を発行・配布し、工業用水道事業に対する理解の促進に努めています。

また、震災等の災害発生時に市町からの要請に応じて水道用水供給事業の浄水場等を給水拠点として提供する体制を整備するとともに、工業用水を消火用水として利活用できるよう工業用水道管路へ消火栓を設置しています。



伊坂ダム、山村ダムのダムカード

(エ) 環境配慮

環境にやさしいオフィス活動の取組として、コピー用紙使用量の削減などを推進するとともに、浄水場で発生する汚泥の有効利用により廃棄物の発生を抑制しています。

また、地球温暖化対策や省エネルギー対策の取組として、太陽光発電や小水力発電の導入、電気設備等の更新時における省エネ機器への取換え等を行い、温室効果ガスの削減に努めるなど、環境に配慮した事業活動を行っています。



太陽光発電設備（播磨浄水場）

(2) 今後の課題

ア 経営基盤の強化

これまでの経営改善による業務内容の変化に加え、人口減少に伴う給水量の減少が見込まれるとともに、施設の老朽化や震災対策などハード・ソフト面での充実が求められるなど、経営を取り巻く環境は厳しくなることが予想されます。このような環境変化に的確に対応できるよう組織、人材、危機管理などの経営基盤をさらに強化していく必要があります。

特に事業の縮小や民間委託の導入拡大などにより現場経験を積む機会が減少する中で、職員の技術力の維持・向上のための人材育成や技術継承に取り組む必要があります。

また、近年、集中豪雨や大規模地震などの自然災害が相次いで発生している中で、東日本大震災や熊本地震などの教訓をふまえた的確な危機管理対応が求められています。

さらに、水道・工業用水道事業の更なる効率化や業務改善を進め、市町及びユーザーへのサービスの維持・向上を図るため、デジタル化による業務改善等を推進するための取組の検討を引き続き進める必要があります。

イ 地域社会との信頼構築

今後の事業環境の変化に的確に対応した事業運営を進めるためには、これまで以上に市町、ユーザー等の関係者へ負担とサービスの両面について情報発信を行うとともに、対話による相互理解を深めることが重要です。

また、県民の皆さんとの信頼構築のためには、コンプライアンスの推進はもとより、事業運営を通じた地域貢献や環境に配慮した事業の推進が求められています。

第4章 事業別の展開

1 水道用水供給事業

水道用水供給事業は、市町から水道の広域的な整備の要請を受け、三重県が圏域ごとに策定した広域的水道整備計画において根幹的施設として位置づけられたもので、ライフラインの確保、危機管理面などからの公的関与の必要性から、三重県として企業庁が事業を運営しています。

今後も事業を取り巻く環境変化を的確にとらえ、将来にわたって県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献していくよう、次のとおり経営目標を設定し、取組を推進します。

(1) 経営目標

ア 安全でおいしい水の供給

年間を通して水質基準に適合した水道水を供給するため、水源から分水（市町受水地点）までの一貫した水質管理を徹底するとともに、安全性やにおいなどに関する県民のニーズもふまえた安全でおいしい水の供給をめざします。

本計画において「おいしい水」とは、塩素臭が少なく異臭のない水とします。

イ 強靱な水道の構築

南海トラフ地震など大規模地震が発生した場合にも被災を最小限にとどめることができるよう主要施設等の耐震化を進めるとともに、水道用水を安定して供給できる状態を維持するため、経年劣化した設備の更新などの老朽化対策に加え、風水害対策に取り組み、強靱な水道の構築をめざします。

ウ 健全な事業運営の持続

社会環境等の変化に柔軟に対応し、健全かつ安定した事業運営の持続をめざします。

(2) 経営目標達成に向けた取組

ア 安全でおいしい水の供給

(ア) 適切な水質管理

水源から市町受水地点までの水質を的確に把握するため、精度の高い水質検査を行うとともに、その結果を浄水処理工程にフィードバックすることで適正な薬品注入量を決定するなど、きめ細かな浄水処理を実施し、水質基準を遵守します。また、水源の水質異常等に対しては、水安全計画をはじめとした各種水質事故対策マニュアル等により、迅速かつ的確に対応します。

(イ) 水質管理の強化(管理目標値の設定)

県民の水道に対するニーズに対応し、「安全性」「味やにおい」の観点から総トリハロメタン、カビ臭物質2項目(ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール)及び臭気強度について、国の水質基準等より高いレベルの管理目標値を設定し、水質管理を強化します。



水質管理情報センターでの水質分析

イ 強靱な水道の構築

(ア) 耐震化

浄水場の浄水処理施設については、高野浄水場の6施設の耐震補強工事を計画的に実施します。

また、浄水処理工程に必要な排水処理施設、災害発生時に応急給水活動の拠点となる調整池などの主要施設についても、耐震詳細診断を実施していない施設については早期に実施し、その結果に基づき、効率的・効果的な補強方法等を検討のうえ、耐震化を計画的に推進します。

管路については、耐震適合性のない管路約160kmのうち、被害率の高い管路などを優先して、耐震適合性のある管への布設替えを進めます。これに加え、布設後40年を経過した耐震適合性のない管路については、補助金等を活用し、老朽化に伴う更新に合わせて耐震適合性のある管への布設替えを進めることとします。なお、その他の耐震適合性のない管路については、当面は応急復旧を念頭に復旧用資材(管、継手材等)を備蓄することで対応します。

(イ) 老朽化対策

主要施設及び管路等の更新時期は20~30年程度先となりますが、電気・機械設備については、経営計画期間内に更新予定の157設備のうち、今後5年間で74設備の更新を行い、老朽化対策を進めます。

更新時期を迎える電気・機械設備については、定期的な点検を通して劣化・損傷の程度を把握し、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び交換部品の製造中止などの要素を総合的に判断して更新を進めます。

(ウ) 施設の長寿命化

厳しい経営環境の下、将来にわたり水道施設の機能を維持していくには、的確に維持管理・更新等を行い、中長期的なトータルコストを縮減する必要があります。

このためには、施設の利用状況や設置環境などを考慮のうえ、適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性をふまえて、大規模な修繕の平準化や損傷が軽微

である早期段階で予防的な修繕等を実施するなど「予防保全型維持管理」を推進することで、施設の長寿命化を図りつつ、更新時期を見極めて、改良計画に反映します。

(エ) 風水害対策

浸水対策及び土砂災害対策については、施設への被害が及ばないように対策の検討を進め、受水市町と情報を共有しながら、計画的に対策を実施するとともに、対策完了前に被災した場合における末端の受水者におけるリスク低減を目的としたソフト対策について、受水市町との協議を進めます。

また、長時間停電対策については、災害時において非常用発電設備を72時間程度運転できる燃料を貯留することとし、非常用発電設備の更新に合わせ適切に対応します。

(オ) 拡張事業（未整備分）

北中勢水道用水供給事業（北勢系長良川水系・中勢系長良川水系）の取水・導水施設の整備については、引き続き、受水市町や地元関係機関との連携を図り、令和7（2025）年度の供用開始に向け計画的かつ効率的な事業執行に努めていきます。

ウ 健全な事業運営の持続

(ア) アセットマネジメントによる適正な資産管理

水道施設を新たに拡張する時代から今ある施設の維持を中心とした時代へと移り変わり、保有する施設を規模の適正化もふまえて計画的に更新することが重要となっています。

施設・財政の両面で健全な水道を次世代に引き継ぐため、計画的に更新費用等の資金を確保するとともに重要度・優先度をふまえた施設更新等を行うなど、アセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践します。

(イ) 施設規模の適正化

水道事業は、設備投資に係る費用の割合が大部分を占める「装置産業」であり、水需要に応じた適切な施設規模で更新することが、今後の効率的な経営を図るうえで重要です。

このため、順次更新時期を迎える電気・機械設備については、上位計画の広域的水道整備計画や受水市町の水道計画等と整合を図り、水需要に応じた規模で更新を行います。

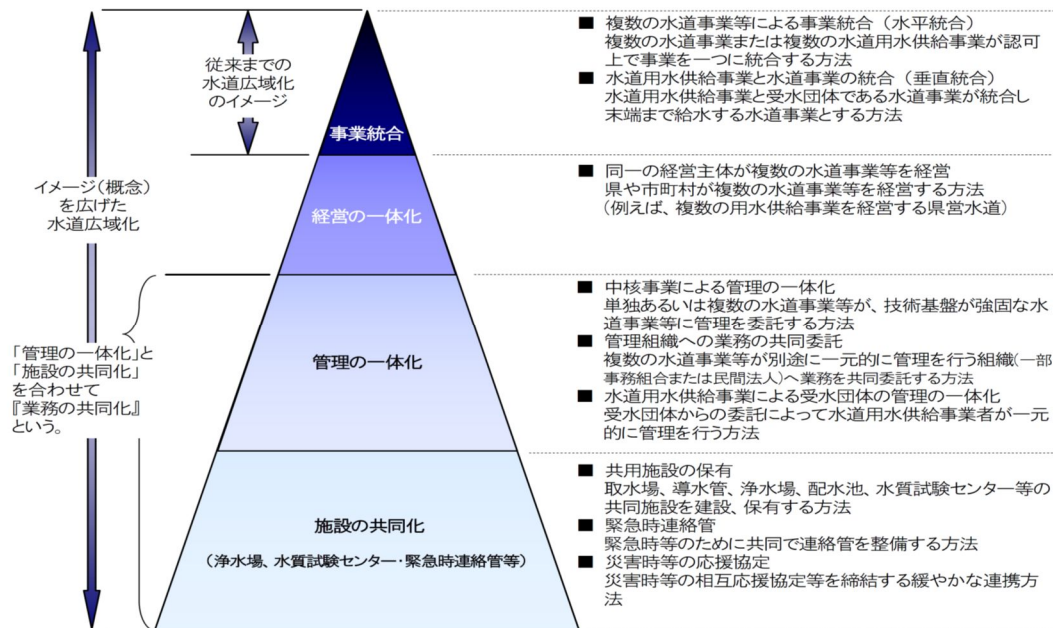
また、主要施設及び管路等については、当面更新時期は迎えないものの、将来更新する際には、水需要に応じた合理的な施設規模や配置等により再構築を行います。

(ウ) 広域連携

運営基盤の強化を図るうえで、効率化の観点から市町水道事業との広域連携を進めることが有効な手段となります。

令和元(2019)年度には、三重県が「三重県水道基盤強化協議会」を設置し、三重県と県内市町水道事業者で基盤強化に向けた広域連携の取組が進められています。企業庁も1水道事業者として参加しており、将来にわたり県内の水道事業において健全かつ安定した事業運営が持続できるよう、事業統合のみならず、管理や施設の共同化など幅広い内容で広域連携を検討していくこととしています。

また、三重県水道基盤強化協議会の地方部会が企業庁の各事業の受水市町で構成されていることから、この地方部会において、企業庁と受水市町の抱える課題を共有し、市町の施設統廃合に伴い自己水源から県水への転換による水道のトータルコストの低減も含め、幅広い観点で、中長期的な料金の抑制に向け、受水市町と連携して取り組みます。



新たな水道広域化のイメージ（出典：「水道広域化検討の手引き(平成20(2008)年度)」日本水道協会）

(エ) 官民連携

施設管理では、水道に課せられた重い事業者責任を果たすとともに緊急時における迅速な判断・対応を確保するため、浄水場に企業庁職員を配置したうえで運転管理等の業務を個別に民間委託しています。こうした管理体制の中で、更なる効率的な事業運営に向け、性能評価発注などによる民間企業のノウハウ及び最新技術の活用について、全国的な動向を注視しつつ、引き続き、検討していきます。

(3) 成果指標

経営 目標	成果指標	年 度 (上段:目標値 下段:実績値)											
		H28 実績値	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
安全で おいしい水の 供給	水質基準適合率(%)	100	毎年度 100										
	総トリハロメタンの管理目標値達成度(%)	100	100	100	100	100							
	カビ臭物質の管理目標値達成度(%)	100	毎年度 100										
	臭気強度の管理目標値達成度(%)	100	100	100	100	100							
強靱な 水道の 構築	浄水場浄水処理施設の耐震化率(%)	10.2	10.2	87.8	87.8	91.8	91.8	95.9	95.9	100	100		
	調整池の耐震化率(%)	-	-	-	-	-	64.3	64.3	71.4	71.4	71.4		
	管路の耐震適合率(%)	62.1	62.8	63.2	63.9	65.1	66.1	67.0	67.5	68.0	68.6	69.2	
	設備の更新率(%)	-	10.2	17.8	28.7	40.8	49.0	61.1	73.2	85.4	93.0	100	
	給水障害発生件数(件)	0	毎年度 0										
	給水原価(円/㎡)	107.7	112.3	112.7	112.5	110.9	110.5	111.6	112.5	113.4	114.5	115.0	
	経常収支比率(%)	103.9	毎年度 100 以上										
		104.7	104.0	101.9	104.2								

【成果指標の説明】

- ・ 水質基準適合率
水道法の水質基準に関する全検査数のうち、適合している割合
- ・ 総トリハロメタンの管理目標値達成度
水道水の安全性に関する指標のうち、総トリハロメタン（水質基準値 0.1mg/L 以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「0.05mg/L 以下」を達成した割合
- ・ カビ臭物質の管理目標値達成度
水道水のおいに関する指標のうち、カビ臭物質（ジェオスミン及び 2-MIB の 2 項目、共に水質基準値 0.00001mg/L 以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「0.000008mg/L 以下」を達成した割合
- ・ 臭気強度の管理目標値達成度
水道水のおいに関する指標のうち、臭気強度（国の水質管理目標値 3 以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「2 以下」を達成した割合
- ・ 浄水場浄水処理施設の耐震化率
浄水場における浄水処理施設（49 施設）のうち耐震化する施設数の割合
- ・ 調整池の耐震化率（令和 3（2021）年度の見直しに伴い新規設定）
調整池（14 施設）のうち耐震化する施設数の割合
- ・ 管路の耐震適合率
管路総延長（約 430 k m）のうち耐震適合性のある管路延長の割合
- ・ 設備の更新率
計画期間（平成 29（2017）年度～令和 8（2026）年度）の更新対象設備に対する更新する設備数の割合
更新対象設備は 157 設備
- ・ 給水障害発生件数
当庁に起因する事故により、住民（受水市町のうち用水供給から給水を受けている住民）への給水支障が生じた件数
なお、水質事故や漏水等が発生した場合においても、住民に支障が無い場合は給水障害としない。
- ・ 給水原価
有収水量 1 m³を作るために要する費用
$$\{ \text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{長期前受金戻入}) \} \div \text{有収水量}$$
- ・ 経常収支比率
給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の経常経費をどの程度賄えているかを示す指標
$$\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$$

(4) 投資・財政計画

ア 投資計画

老朽化対策として監視制御設備、計装設備、機械設備などを更新するとともに、浄水場をはじめとする主要施設を震化耐震化された北中勢水道用水供給事業に係る取水・導水施設の建設を進めます。

修正中

(単位：百万円)

区分/年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	計
北中勢水道（北勢系）	1,450	2,139	1,495	1,501							
北中勢水道（中勢系）	517	164	1,281	2,780							
南勢志摩水道	677	460	526	636							
計	2,644	2,763	3,301	4,916							

修正中

- ・H29～R2年度までは決算額、R3年度以降は見込額です。
- ・端数処理をしているため、合計が合わない場合があります。

< 主な整備事業 >

【北中勢水道用水供給事業（北勢系）】

- 取水・導水施設整備工事
- 水沢浄水場掻寄機改良工事

【北中勢水道用水供給事業（中勢系）】

- 多気浄水場耐震補強工事
- 調整池耐震補強工事
- 取水・導水施設整備工事

修正中

【南勢志摩水道用水供給事業】

- 鍛冶屋調整池耐震補強
- 多気浄水場汚泥掻寄機改良工事

イ 財源計画

(ア) 給水予定量

三重県の人口は、人口減少への対策を講じた場合でも2060年（平成72年）には142万人程度と、少なくとも現状と比較して2割程度減少するものと推計されています（三重県人口ビジョン）。

これに伴い、地域差はあるものの県全体の水道の給水量も減少することが見込まれます。

一方、県営水道の給水量は、**修正中**の受水市町で自己水源の更新に当たり、自己水源を廃止し県営水道の受水に改管する市町もあることや市町水源の水質悪化等に伴い、現状では、ほぼ横ばいで推移しており、県営水道の重要性は今後も高まるものと考えます。

これらのことから水道用水供給事業の供給量については、今後5年間で供給量が現状より約*%*減少（増加）*すると見込んでいます。

（単位：m3/日）

区分/年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
北中勢水道(北勢系)	82,879	81,388	83,928	81,155						
北中勢水道(中勢系)	62,789	61,991	64,494	68,724						
南勢志摩水道	59,133	58,576	59,026	58,605						
計	204,801	201,955	207,448	208,484						

修正中

(イ) 料金改定

水道用水供給事業の料金体系については、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しており、料金の算定方法については、料金算定期間を5年とする総括原価方式により算定しています。

基本料金は資本費（施設の建設・改良に要した費用）に見合うものとして設定しており、支払利息、減価償却費を基に算定しています。また、使用料金は営業費用に見合うものとして設定し、**修正中**維持管理費（人件費、動力費、薬品費等）を基に算定しています。

現行料金に係る料金算定期間は、令和元年度に見直しを図り、令和2年度から一部の水系で料金の値下げを行っています。今後の料金改定についても、5年ごとに総括原価方式による見直しを行うことを基本とし、各水系の収支状況に応じた見直し作業を行う予定です。

ウ 投資・財政計画（収支計画）

表1 水道事業全体

(単位:百万円)

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
収益的収支	営業収益	8,120	8,084	8,198	8,131					
	給水収益	8,100	8,067	8,184	8,110					
	営業外収益	856	850	841	847					
	長期前受金戻入	800	797	789	800					
	特別利益	-	-	-	-					
	収益計	8,976	8,933	9,039	8,978					
	営業費用	8,036	8,121	8,455	8,250					
	減価償却費	4,127	4,109	4,236	4,255					
	営業外費用	539	473	413	356					
	支払利息	539	472	409	351					
	特別損失	-	-	-	-					
	費用計	8,576	8,594	8,868	8,606					
	純損益	400	340	172	372					
資本的収支	企業債	-	-	-	-					
	補助金	36	62	406	651					
	出資金	972	139	381	540					
	投資償還収入	-	100	1,150	1,150					
	その他収入	-	32	149	383					
	収入計	1,008	333	2,086	2,725					
	建設改良費	2,698	2,816	3,346	4,975					
	償還金	2,996	2,377	2,227	1,902					
	支出計	5,693	5,193	5,573	6,877					
	資本的収支差	4,685	4,860	3,487	4,152					
企業債残高	19,288	16,913	14,691	12,788						
内部留保資金	11,648	10,706	11,016	11,125						

修正中

- (注)・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。
 ・H29～R2年度までは決算額、R3年度以降は見込額です。
 ・端数処理をしているため、合計が合わない場合があります。
 ・受託工事収益及び受託工事費は除いています。
 ・確保水源に係る経費を含んでいます。

収益的収支について、収益は、県全体の水道の給水量の減少はあるものの、県営水道の給水量はほぼ横ばいと見込まれることから、給水収益もほぼ横ばいとなる見込みです。費用は、浄水場の耐震化等の実施に伴い減価償却費が増加するものの、支払利息の減等により減少する見込みです。純利益については毎年度確保できる見込みです。

資本的収支について、浄水場の耐震化や設備の老朽化対策等を進めるための建設改良費のほか、企業債償還金による借入れ総額**億円から**億円の支出を見込んでいます。その財源として、内部留保資金を活用するとともに、補助金、一般会計からの出資金及び企業債等を充当することとしています。なお、内部留保資金については令和8年度末で約**億円となる見込みです。

企業債残高については、定時償還が進むことにより令和8年度末に約***億円となる見込みです。

修正中

各事業の状況は次のとおりです。

表2 北中勢水道用水供給事業（北勢系）

(単位:百万円)

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
収益的 収支	営業収益	3,417	3,397	3,452	3,385	修正中				
	給水収益	3,411	3,393	3,448	3,378					
	営業外収益	225	217	217	223					
	長期前受金戻入	221	213	211	221					
	特別利益	-	-	-	-					
	収益計	3,642	3,614	3,669	3,608					
	営業費用	3,251	3,374	3,484	3,346					
	減価償却費	1,829	1,789	1,882	1,888					
	営業外費用	253	224	197	172					
	支払利息	253	224	197	172					
	特別損失	-	-	-	-					
	費用計	3,503	3,598	3,681	3,518					
	純損益	139	16	11	90					
資本的 収支	企業債	-	-	-	-					
	補助金	-	60	118	170					
	出資金	69	32	23	-					
	投資償還収入	-	36	411	411					
	その他収入	-	29	128	240					
	収入計	69	156	680	821					
	建設改良費	1,450	2,139	1,495	1,501					
	償還金	1,177	1,128	1,038	836					
	支出計	2,628	3,267	2,533	2,337					
	資本的収支差	2,558	3,111	1,853	1,515					
企業債残高	9,931	8,803	7,769	6,933						

(注)・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。
 ・H29～R2年度までは決算額、R3年度以降は見込額です。
 ・受託工事収益及び受託工事費は除いています。
 ・端数処理をしているため、合計が合わない場合があります。

【収益的収支】

収益は、給水量の減少に伴い給水収益が徐々に減少するものの、全体的にはほぼ横ばいで推移する見込みです。費用は、減価償却費及び支払利息の減等により減少する見込みです。

修正中

【資本的収支】

建設改良費及び企業債償還金により各年度において約**億円から**億円の支出を見込んでいます。その財源として、内部留保資金を活用するとともに、補助金、一般会計からの出資金及び企業債等を利用することとしています。

修正中

表3 北中勢水道用水供給事業（中勢系）

(単位:百万円)

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
収益的収支	営業収益	2,552	2,541	2,585	2,599					
	給水収益	2,540	2,531	2,577	2,592					
	営業外収益	190	187	189	186					
	長期前受金戻入	186	184	186	184					
	特別利益	-	-	-	-					
	収益計	2,742	2,728	2,774	2,786					
	営業費用	2,306	2,228	2,385	2,275					
	減価償却費	993	999	999	996					
	営業外費用	250	222	194	166					
	支払利息	250	222	194	165					
	特別損失	-	-	-	-					
	費用計	2,556	2,450	2,579	2,441					
	純損益	186	279	195	345					
資本的収支	企業債	-	-	-	-					
	補助金	36	2	288	481					
	出資金	116	2	284	481					
	投資償還収入	-	44	504	504					
	その他収入	-	4	10	137					
	収入計	152	51	1,085	1,602					
	建設改良費	517	164	1,281	2,780					
	償還金	1,046	940	958	986					
	支出計	1,563	1,103	2,239	3,766					
	資本的収支差	1,411	1,053	1,153	2,164					
企業債残高	8,287	7,350	6,392	5,406						

修正中

(注)・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。
 ・H29～R2年度までは決算額、R3年度以降は見込額です。
 ・受託工事収益及び受託工事費は除いています。
 ・端数処理をしているため、合計が合わない場合があります。

【収益的収支】

収益は、給水量の減少に伴い給水収益が徐々に減少するものの、全体的にはほぼ横ばいで推移する見込みです。費用は、**修正中** 内部留保費の整備等に伴う減価償却費の増等により、徐々に増加する見込みです。

【資本的収支】

建設改良費及び企業債償還金により各年度において約**億円から**億円の支出を見込んでいます。その財源として、**修正中** 内部留保費を活用するとともに、補助金、一般会計からの出資金及び企業債等を活用することとしています。

表4 南勢志摩水道用水供給事業

(単位:百万円)

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
収益的 収支	営業収益	2,151	2,145	2,161	2,147					
	給水収益	2,148	2,143	2,159	2,141					
	営業外収益	441	445	435	437					
	長期前受金戻入	393	400	392	395					
	特別利益	-	-	-	-					
	収益計	2,592	2,591	2,596	2,584					
	営業費用	2,479	2,519	2,586	2,629					
	減価償却費	1,305	1,320	1,356	1,371					
	営業外費用	36	26	22	18					
	支払利息	36	26	19	14					
	特別損失	-	-	-	-					
	費用計	2,516	2,546	2,608	2,647					
	純損益	76	45	12	63					
	資本的 収支	企業債	-	-	-	-				
補助金		-	-	-	-					
出資金		114	53	29	1					
投資償還収入		-	21	236	236					
その他収入		-	-	11	6					
収入計		114	74	276	243					
建設改良費		677	460	526	636					
償還金		421	310	231	80					
支出計		1,098	770	757	716					
資本的収支差		984	696	481	473					
企業債残高	1,070	760	529	449						

修正中

(注)・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。
 ・H29～R2年度までは決算額、R3年度以降は見込額です。
 ・受託工事収益及び受託工事費は除いています。
 ・端数処理をしているため、合計が合わない場合があります。

【収益的収支】

収益は、給水量の減少に伴う給水収益の減等により徐々に減少する見込みです。費用は、老朽化対策等により減価償却費が増加するものの、支払利息の減等により減少する見込みです。

修正中

【資本的収支】

建設改良費及び企業債償還金により各年度において約**億円から**億円の支出を見込んでいます。償還金については、内部留保資金を活用するとともに、一般会計からの出資金を活用することとしています。

修正中

2 工業用水道事業

工業用水道事業は、工業の発展に伴う産業基盤として、また、地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下や塩水浸入に対する地下水代替水の確保のため施設を整備したもので、県土の保全面、産業基盤面、地域振興面などからの公的関与の必要性から、三重県として企業庁が事業を運営しています。

今後も事業を取り巻く環境変化を的確にとらえ、将来にわたって県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献していくよう、次のとおり経営目標を設定し、取組を推進します。

(1) 経営目標

ア 強靱な工業用水道の構築

南海トラフ地震など大規模地震が発生した場合にも被災を最小限にとどめることができるよう主要施設等の耐震化を進めるとともに、工業用水を安定して供給できる状態を維持するため、経年劣化した施設の更新などの老朽化対策に加え、風水害対策に取り組み、強靱な工業用水道の構築をめざします。

イ 健全な事業運営の持続

工業用水は産業活動にとって基礎的な要素であり、地域産業の振興、地域経済活性化のために必要不可欠なものであることから、社会環境等の変化に柔軟に対応し、将来にわたり健全かつ安定した事業運営の持続をめざします。

(2) 経営目標達成に向けた取組

ア 強靱な工業用水道の構築

(ア) 耐震化

南海トラフ地震などの大規模地震による被害を最小限に抑えるよう、主要施設である浄水場の排水処理施設や配水池等について耐震化を進めるとともに、重要度の高い主要幹線や布設年度が古い配水管路などについて、老朽化対策として実施する管路更新に合わせて管路の耐震化を進めます。

(イ) 老朽化対策

営業開始から 60 年以上が経過し、更新時期を迎えた管路への対策が急務となっています。

このため、漏水などの事故が発生した場合でもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において必要な制水弁の設置や重要な箇所にある制水弁の取替

を優先して実施するとともに、老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを優先して更新することで老朽化対策を進めます。

また、電気・機械設備については、経営計画期間内に更新予定の 129 設備のうち、今後 5 年間で 72 設備の更新を行い、老朽化対策を進めます。

更新時期を迎える電気・機械設備については、定期的な点検を通して劣化・損傷の程度を把握し、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び交換部品の製造中止などの要素を総合的に判断して更新を進めます。

(ウ) 施設の長寿命化

厳しい経営環境の下、将来にわたり工業用水道施設の機能を維持していくには、的確に維持管理・更新等を行い、中長期的なトータルコストを縮減する必要があります。

このため、大規模な修繕や更新をできる限り回避するよう、施設の利用状況や設置されている環境など施設ごとの状況を考慮のうえ、適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性をふまえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕等を実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図りつつ、更新時期を見極めて改良計画に反映します。

(エ) 風水害対策

浸水対策及び土砂災害対策については、施設への被害が及ばないように対策の検討を進め、計画的に対策を実施するとともに、対策完了前に被災した場合における末端のユーザーにおけるリスク低減を目的としたソフト対策について検討を進めます。

また、長時間停電対策については、災害時において非常用発電設備を 72 時間程度運転できる燃料を貯留することとし、非常用発電設備の更新に合わせ適切に対応します。

イ 健全な事業運営の持続

(ア) 的確な水需要の予測

工業用水の需要量は節水技術の向上や産業構造の変化等による変動が考えられ、その動向を把握するため、既存ユーザーに対し定期的にアンケートを実施し、今後の水需要を的確に予測することに努めます。

予測した水需要は、施設改良計画に反映するとともに、不用施設の撤去や維持管理を含め施設全体の運用に生かしていきます。

また、新規企業の誘致や工場増設等による工業用水の需要拡大は、経営基盤の強化に大きな効果があるため、県及び市町の企業誘致部局と連携しながら、工業用水の給水問い合わせなどに対し、迅速かつ的確に対応することで工業用水の利

用促進を図ります。

なお、今後の水需要によっては、他利水者等への一部転用や水利権の整理について、将来の経営を勘案したうえで慎重に検討を進めていきます。

(イ) アセットマネジメントによる適正な資産管理

工業用水道施設を新たに拡張する時代から今ある施設の維持を中心とした時代へと移り変わり、保有する施設を規模の適正化もふまえ計画的に更新することが重要となっています。

将来にわたって施設・財政の両面で健全で持続可能な工業用水道を実現するため、アセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践します。

(ウ) 施設規模の適正化

既存ユーザーにおける今後の水需要や新規需要だけでなく、湯水などの危機管理への対応なども考慮のうえ、総合的に必要な施設規模を検討し、適正規模で更新を行います。

また、能力が低下している新屋敷取水所の取水井戸について、井戸の更新など機能回復に向けた検討を進めます。

(エ) 料金制度の最適化

工業用水道の料金は責任使用水量制（基本料金と使用料金の二部料金制）を採用していますが、一部ユーザーからは節水努力が料金に反映できるよう、従量制などへの料金制度の見直しが求められています。

こうしたことから、ユーザーとの意見交換を行いながら健全かつ安定した事業運営を確保したうえでの新しい料金の仕組みについて検討を行います。

また、経営環境の変化に柔軟に対応するため、アセットマネジメント手法を活用し、財政収支を見据えた適切な料金を設定するとともに、将来の事業統合などについて検討を進め、持続可能な事業運営に取り組みます。

(オ) 官民連携

民間活力の導入による経営の効率化を図り、将来にわたる「安全・安定」供給を実現するため導入した浄水場等の包括的な委託などの技術管理業務の委託について、引き続き導入効果を検証しながら、より効率的な事業運営と競争性を高め効果的な民間委託となるよう検討を進めます。

また、事業の持続性、サービスの質の向上の観点からも、性能評価発注などによる民間企業のノウハウや最新技術の活用に向けて、引き続き、他県の導入状況等の把握に努めます。

(3) 成果指標

経営 目標	成果指標	年 度 (上段 : 目標値 下段 : 実績値)										
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
強 靱 な 工 業 用 水 道 の 構 築	主要施設 の耐震化 率 (%)							78.7	80.9	85.1	91.5	93.6
							(実績 見込値) 78.7					
	浄水場の 耐震化率 (%)	28.0	28.0	28.0	28.0	48.0	48.0	64.0	100	100	100	100
								令和3年度末で100%達成見込み				
	制水弁の 更新率 (%)	-	4.3	18.8	23.2	36.2	46.4	59.4	65.2	75.4	85.5	100
			7.2	29.0	37.7	47.8						
	管路の耐 震適合率 (%)	60.6	60.7	60.9	61.5	61.8	63.3	64.3	64.7	65.2	65.9	66.9
			60.7	61.0	61.6	62.5						
設備の更 新率 (%)	-	9.3	14.7	21.7	34.9	42.6	54.3	58.9	74.4	88.4	100	
		10.1	15.5	24.8	36.4							
給水障害 発生件数 (件)	1	毎年度 0										
		0	0	0	0							
健 全 な 事 業 運 営 の 持 続	給水原価 (円 / m ³)	29.1	33.1	33.3	33.3	33.2	35.2	35.2	35.1	35.2	35.3	35.4
			29.7	29.7	31.0	32.4						
	年間給水 量 (百万 m ³)	207	203	203	210	213	213	213	213	213	213	213
			209	213	217	215						
	経常収支 比率 (%)	111.7	毎年度 100 以上									
		107.9	108.1	106.5	106.3							

【成果指標の説明】

・ 主要施設の耐震化率 (令和 3 (2021) 年度の見直しに伴い新規設定)

浄水場の浄水・排水処理施設や配水池等 (47 施設) のうち耐震化する施設数の割合

- ・ 浄水場の耐震化率
浄水場における浄水処理施設 (25 施設) のうち耐震化する施設数の割合
- ・ 制水弁の更新率
計画期間 (平成 29 (2017) 年度 ~ 令和 8 (2026) 年度) に更新する制水弁数の割合
更新対象数は 69 基
- ・ 管路の耐震適合率
管路総延長 (約 350 k m) のうち耐震適合性のある管路延長の割合
- ・ 設備の更新率
計画期間 (平成 29 (2017) 年度 ~ 令和 8 (2026) 年度) の更新対象設備に対する更新する
設備数の割合
更新対象設備は 129 設備

- ・ 給水障害発生件数
 企業庁に起因する事故により、ユーザーへの給水支障が生じた件数
 なお、漏水等が発生した場合においても、ユーザーに実害が無い場合は給水障害としない。
- ・ 給水原価
 有収水量 1 m³を作るために要する費用
 $\{ \text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{長期前受金戻入}) \} \div \text{有収水量}$
- ・ 年間給水量
 1日あたりの基本水量から休止水量を減じて得た水量を1年間分積み上げた水量
- ・ 経常収支比率
 給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の経常経費をどの程度賄えているかを示す指標
 $\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$

(4) 投資・財政計画

ア 投資計画

老朽化対策として管路の耐震化を進めるとともに、電気設備、計装設備、機械設備などの更新工事を進めます。 **修正中**

(単位：百万円)

区分/年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	計
北伊勢工業用水道	3,282	6,257	6,847	4,222	修正中						
中伊勢工業用水道	14	54	54	96							
松阪工業用水道	205	202	105	47							
計	3,501	6,513	7,006	4,365							

・H29～R2年度までは決算額、R3年度以降は見込額です。

・端数処理をしているため、合計が合わない場合があります。

< 主な整備事業 >

【北伊勢工業用水道事業】

- 内径 1800 耗制水弁取替工事 (四期・導水)
- 配水管布設工事 (石原産業軌道敷)
- 北勢水道事務所統括監視制御装置改良工事

【中伊勢工業用水道事業】

- 電気計装設備取替工事
- 内径 400 耗制水弁設置工事
- 高野浄水場遠方監視制御装置取替工事

【松阪工業用水道事業】

- 内径 700 耗配水管布設工事
- 内径 700・500 耗制水弁設置工事
- 新屋敷取水所配水池耐震化工事

修正中

イ 財源計画

(ア) 給水予定量

工業用水道事業については契約水量を水需要として捉え、平成28年度の契約水量を基に、需要量を的確に把握するために追加したユーザーへのアンケート調査の結果等も考慮したうえで見直しを行っています。

修正中

(単位: m³/日)

区分/年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
北伊勢工業用水道	728,822	740,840	752,231	754,940						
中伊勢工業用水道	14,462	14,119	14,370	14,370						
松阪工業用水道	38,500	38,500	38,500	38,500						
計	781,784	793,459	805,101	807,810						

修正中

(イ) 料金改定

料金の設定は、経済産業省の定めた料金算定要領に基づき、通常5か年の料金算定期間における人件費や修繕費等の維持管理費と支払利息や減価償却費等の資本費などの固定的経費にあたる費用の合計を基本料金収入として、動力費、薬品費等の変動経費にあたる費用の合計を使用料金収入として、それぞれ見合うように設定しています。

修正中

現行料金は、令和2年度に見直しを行い、令和3年度から令和7年度までの5年間の料金を3事業ともに据え置きました。今後の料金改定についても、5年ごとの総括原価方式によることを基本とし、各事業の収支状況に応じて見直し作業を行う予定です。

ウ 投資・財政計画（収支計画）

表1 工業用水道事業全体

(単位:百万円)

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
収益的収支	営業収益	5,182	5,287	5,393	5,401					
	給水収益	4,993	5,108	5,186	5,180					
	営業外収益	404	382	378	362					
	長期前受金戻入	396	373	363	354					
	特別利益	-	85	-	-					
	収益計	5,586	5,754	5,771	5,763					
	営業費用	4,931	4,942	5,202	5,229					
	減価償却費	2,347	2,306	2,315	2,467					
	営業外費用	243	232	217	193					
	支払利息	242	231	215	193					
	特別損失	-	147	-	-					
	費用計	5,174	5,322	5,420	5,422					
	純損益	411	432	352	341					
資本的収支	企業債	1,900	3,542	4,620	2,936					
	補助金	276	301	207	66					
	出資金	219	298	272	319					
	投資償還収入	-	-	-	-					
	その他収入	19	-	-	34					
	収入計	2,414	4,142	5,099	3,355					
	建設改良費	3,679	6,691	7,158	4,565					
	償還金	2,127	1,266	1,246	1,100					
	支出計	5,806	7,957	8,404	5,665					
	資本的収支差	3,391	3,816	3,305	2,310					
企業債残高	11,724	14,000	17,373	19,209						
内部留保資金	8,889	7,931	7,506	8,005						

修正中

- (注)・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。
 ・H29～R2年度までは決算額、R3年度以降は見込額です。
 ・端数処理をしているため、合計が合わない場合があります。
 ・受託工事収益及び受託工事費は除いています。
 ・確保水源に係る経費を含んでいます。

収益的収支について、収益は、契約水量の増加に伴う給水収益の増等により増加する見込みです。費用についても、浄水場の耐震化等の実施に伴う減価償却費の増等により増加する見込みであり、現行料金のみでは損益バランスを保つことが難しいことから、適正な料金を試算のうえ収支計画を作成しています。

資本的収支について、浄水場の耐震化や設備の老朽化対策を進めるための建設改良費のほか、企業債償還金により毎年約**億円の支出を見込んでいます。その財源として、内部留保資金と活用するとともに、補助金及び企業債等を充当することとしています。なお、内部留保資金については令和8年度末で約**億円となる見込みです。

企業債残高については、建設改良投資が集中する時期に企業債借入を行うことから、令和8年度末に約***億円となる見込みです。

各事業の状況は次のとおりです。

表2 北伊勢工業用水道事業

(単位:百万円)

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
収益的 収支	営業収益	4,824	4,897	5,001	5,010					
	給水収益	4,639	4,721	4,797	4,793					
	営業外収益	341	319	315	302					
	長期前受金戻入	334	311	301	294					
	特別利益	-	85	-	-					
	収益計	5,165	5,301	5,316	5,313					
	営業費用	4,561	4,523	4,811	4,866					
	減価償却費	2,170	2,118	2,123	2,284					
	営業外費用	233	224	209	187					
	支払利息	232	223	208	186					
	特別損失	-	147	-	-					
	費用計	4,794	4,894	5,020	5,053					
	純損益	371	407	296	260					
資本的 収支	企業債	1,900	3,366	4,520	2,844					
	補助金	276	301	201	54					
	出資金	-	-	-	-					
	投資償還収入	-	-	-	-					
	その他収入	19	-	-	6					
	収入計	2,195	3,667	4,721	2,903					
	建設改良費	3,282	6,257	6,847	4,222					
	償還金	1,237	1,209	1,188	1,041					
	支出計	4,518	7,467	8,036	5,263					
	資本的収支差	2,323	3,799	3,315	2,359					
企業債残高	11,372	13,529	16,860	18,664						

修正中

- (注)・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。
 ・H29～R2年度までは決算額、R3年度以降は見込額です。
 ・受託工事収益及び受託工事費は除いています。
 ・端数処理をしているため、合計が合わない場合があります。

【収益的収支】

収益は、契約水量の増加に伴う給水収益の増等により増加する見込みです。費用についても、浄水場の耐震化等の実施に伴う減価償却費の増等により増加する見込みであり、現行料金のみでは損益を確保することが難しいため、平成33年度以降については適正な料金を試算のうえ収支計画を作成しています。

修正中

【資本的収支】

建設改良費及び企業債償還金により各年度において約**億円から**億円の支出を見込んでいます。その財源として、内部留保資金を活用するとともに、補助金及び企業債を充当することとしています。

修正中

表3 中伊勢工業用水道事業

(単位:百万円)

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
収益的 収支	営業収益	130	162	163	162					
	給水収益	126	158	159	158					
	営業外収益	58	58	59	56					
	長期前受金戻入	58	58	59	56					
	特別利益	-	-	-	-					
	収益計	188	220	222	218					
	営業費用	208	217	199	200					
	減価償却費	122	122	121	115					
	営業外費用	3	3	3	2					
	支払利息	3	3	3	2					
	特別損失	-	-	-	-					
	費用計	211	220	201	203					
	純損益	23	-	20	15					
資本的 収支	企業債	-	30	25	49					
	補助金	-	-	6	10					
	出資金	-	-	-	-					
	投資償還収入	-	-	-	-					
	その他収入	-	-	-	28					
	収入計	-	30	31	87					
	建設改良費	14	54	54	96					
	償還金	16	16	16	17					
	支出計	30	69	70	113					
	資本的収支差	30	39	39	26					
企業債残高	144	158	167	200						

(注)・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。
 ・H29～R2年度までは決算額、R3年度以降は見込額です。
 ・受託工事収益及び受託工事費は除いています。
 ・端数処理をしているため、合計が合わない場合があります。

【収益的収支】

ユーザー撤退に伴い契約水量が大きく減少することで給水収益の減が見込まれる一方、改良工事の実施に伴い減価償却費等が増加する見込みであるため、現行料金のままでは損益バランスを保つことが難しく、平成30年度以降については適正な料金を試算のうえ収支計画を作成しています。

【資本的収支】

建設改良費及び企業債償還金により各年度において約**千万円から**億円の支出を見込んでいます。その財源として、内部留保金を活用するとともに、企業債を充当することとしています。

表4 松阪工業用水道事業

(単位:百万円)

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
収益的収支	営業収益	229	228	230	229					
	給水収益	229	228	230	229					
	営業外収益	4	4	4	4					
	長期前受金戻入	4	4	4	3					
	特別利益	-	-	-	-					
	収益計	233	232	234	233					
	営業費用	162	202	193	163					
	減価償却費	56	65	71	68					
	営業外費用	7	6	5	4					
	支払利息	7	6	5	4					
	特別損失	-	-	-	-					
	費用計	169	208	198	167					
	純損益	64	25	36	66					
資本的収支	企業債	-	146	75	43					
	補助金	-	-	-	3					
	出資金	-	-	-	-					
	投資償還収入	-	-	-	-					
	その他収入	-	-	-	-					
	収入計	-	146	75	46					
	建設改良費	205	202	105	47					
	償還金	39	41	42	43					
	支出計	245	243	146	90					
	資本的収支差	245	97	71	44					
企業債残高	208	313	346	346						

(注)・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。
 ・H29～R2年度までは決算額、R3年度以降は見込額です。
 ・受託工事収益及び受託工事費は除いています。
 ・端数処理をしているため、合計が合わない場合があります。

【収益的収支】

収益は、契約水量の増加に伴う給水収益の増等により増加する見込みです。費用についても、浄水場の耐震化等の実施に伴う減価償却費の増等により増加する見込みであり、現行料金のみでは損益バランスを確保することが難しいため、令和3年度以降については適正な料金を試算のうえ収支計画を作成しています。

【資本的収支】

建設改良費及び企業債償還金により各年度において約**億円から**億円の支出を見込んでいます。その財源として、内部留保資金を活用するとともに、補助金及び企業債を充当することとしています。

3 電気事業

電気事業は、令和元(2019)年9月に三重ごみ固形燃料発電所でのRDF焼却・発電が終了したことから、RDF焼却・発電事業の円滑な終了と電気事業の廃止に向けて、次のとおり取組を推進します。

(1) 事業終了に向けた取組

ア RDF焼却・発電事業の円滑な終了に向けた取組

関係部局と連携のうえ関係市町等と調整を行い、RDF焼却・発電施設の撤去など、事業の円滑な終了に向けて取り組みます。

(ア) RDF焼却・発電施設の撤去

RDF焼却・発電施設の撤去工事については、引き続き、周辺環境や安全対策等に十分配慮して、令和4(2022)年度中の完了に向けて進めます。

(イ) 事業の総括

事業の総括については、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行うとともに、関係市町等からの意見も確認し、全ての業務が終了する段階で速やかに最終的な総括が行えるよう、関係部局と連携して進めます。

イ 電気事業の廃止に向けた取組

(ア) 電気事業の清算及び財産の引継ぎ

電気事業の廃止に向けて、引き続き、電気事業会計の清算及び財産の引継ぎについて関係部局と連携して進めます。

(2) 事業終了に向けた収支計画

収益的収支について、売電単価の低下に伴う電力料収入の減により、収益は減少する見込みです。費用は安全・安定運転のための計画的な修繕の実施に伴い、年度により差が生じる見込みです。純損益については、毎年度10億円前後の純損失を見込んでいます。

資本的収支について、収入は被控計画への繰入金19億円の償還金を平成29年度から令和2年度までの間に毎年4億円から5億円見込んでいます。支出は新たな建設改良計画がないため見込んでいません。

なお、内部留保資金については、令和2年度末に約7.1億円となる見込みです。

修正中

表1 電気事業

(単位:百万円)

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4
収益的 収支	営業収益	1,332	1,381	605	-	
	電力料	681	753	324	-	
	その他営業収益	650	628	280	-	
	営業外収益	48	44	21	2	
	長期前受金戻入	42	41	19	-	
	特別利益	-	-	54	-	
	収益計	1,380	1,425	680	2	
	営業費用	2,032	2,031	1,144	193	
	減価償却費	128	121	51	-	
	営業外費用	-	-	-	2	
	支払利息	-	-	-	-	
	特別損失	-	71	244	300	
	費用計	2,032	2,102	1,389	496	
	純損益	652	678	709	494	
資本的 収支	固定資産売却代金	-	-	-	-	
	投資償還収入	500	-	500	902	
	収入計	500	-	500	902	
	建設改良費	-	-	-	-	
	投資等	-	-	-	-	
	支出計	-	-	-	-	
資本的収支差	500	-	500	902		
企業債残高	-	-	-	-		
内部留保資金	9,169	8,654	8,485	3,119		

修正中

(注)・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。
 ・H29～R2年度までは決算額、R3年度以降は見込額です。
 ・端数処理をしているため、合計が合わない場合があります。

4 各事業の展開を支える取組

各事業の目標達成に不可欠な事業展開を支える取組について、次のとおり経営目標を設定し推進します。

(1) 経営目標

ア 経営基盤の強化

時代の要請や環境の変化に的確に対応し、将来にわたり健全かつ安定した経営を行うため、組織、人材、危機管理など事業展開を支える経営基盤を強化します。

イ 地域社会との信頼構築

コンプライアンスはもとより、関係者とのコミュニケーションや事業活動を通じた環境保全、社会貢献活動にも積極的に取り組み、企業の社会的責任を果たすことで、地域社会との信頼関係を深めていきます。

(2) 経営目標達成に向けた取組

ア 経営基盤の強化

(ア) 組織・定員・給与・人事管理

事業を取り巻く状況の変化等への的確な対応を行うとともに、非常時における危機管理体制が確保できるよう、柔軟で効率的・効果的な組織を整備します。

定員については、業務の変化に適切に対応し、業務量に応じた適正な定員管理を行います。

また、職員の給与について、知事部局の職員等との均衡に配慮し、健全な経営を実現できるよう適切な制度管理を行うとともに、平成 27(2015)年度から導入した「企業庁職員育成支援のための人事評価制度」を活用した、人材育成・人事管理を実施していきます。

(イ) 人材育成・技術継承

a 人材育成

人材育成方針(令和2年(2020)度改定)においては、企業庁職員のめざすべき姿を「技術力を十分発揮し、組織力で水道及び工業用水の安全で安心、安定した供給に資することができる職員」としています。この実現に向け、OJTを基本とした求められる能力が修得できるようジョブローテーションによる人事配置、電気主任技術者等の必要な資格取得に向けた人事配置等を行うことで、計画的に組織全体で人材育成に取り組みます。

また、OJTによる技術力の習得に加え、技術研修や財務研修、危機管理研修などを計画的に実施するとともに、業務上必要な資格・免許の取得支援を行います。

b 技術継承

企業庁が長年行ってきた施設整備や事業運営の中で、職員が経験的に培った施設の維持管理や緊急時対応、民間事業者に対する技術的な指導監督などに関する技術や知識については、座学だけでは実践に移すことが難しいことから、各所属が行う現場に応じたOJT手法を活用して確実に次世代の職員へ継承します。

また、職員が長く企業庁業務を経験することで体得したノウハウを各マニュアルに反映させていくとともに、過去のトラブル対応事例のデータベース化により知識・情報を共有化し、研修などに活用します。

(ウ) 危機管理

自然災害や事故などのあらゆる危機に的確に対応するため、危機の教訓をふまえた体制等の見直し、施設の耐震化、通信手段や応急復旧用資機材の確保等に取り組むとともに、危機管理マニュアルに基づく訓練などを実施し、職員の危機管理意識や対応能力を向上させることで、ライフラインを担う事業者として水道用水及び工業用水の安定供給を行っていくための危機管理を推進していきます。

また、災害の早期復旧が可能となるよう、市町やユーザー、民間事業者などと連携した訓練を実施するとともに、相互応援協定を締結する中部圏、近畿圏の府県市とも平時から応援体制や備蓄資機材等の情報共有を行うことで、応援体制を強化していきます。

(エ) 資金・資産の管理・活用

資金の運用及び管理にあたっては、不透明感を増す金融市場等の情勢や金利動向を注視しつつ、元本の安全性と流動性を確保したうえで、確実かつ効率的な運用を図ります。

また、水力発電事業の民間譲渡に伴い発生した譲渡対象外資産については、譲渡が可能なものは順次譲渡し、譲渡が困難なものは一般会計等への移管を行います。

(オ) 経営の品質向上

市町やユーザーのニーズを的確に把握し、事業環境の変化に即応できる顧客視点の経営を行うとともに、業務の継続的改善に努めることで、将来にわたり安全で安定したサービスを効率的に提供し顧客満足の向上につなげていきます。

また、デジタル化による業務改善等を推進するための取組として、ICTタグを利用した貯蔵品管理や点検業務支援端末の導入の検討を継続します。併せて、業

務の効率化や市町及びユーザーへのサービスの維持・向上を図るため、A Iによる薬品注入の自動化や遠隔で自動検針が可能なスマートメーターについても先進事例の調査等を行い、他の新たなI C Tの技術動向にも注視しつつ今後の活用について検討していきます。

イ 地域社会との信頼構築

(ア) 情報提供とコミュニケーション

経営の透明性を高め、公営企業としての説明責任を果たすため、事業内容や経営に関する情報をホームページで公開します。また、市町やユーザーとの協議の場や三重県企業庁経営懇談会などを通じて事業内容等を積極的に発信するとともに、対話による相互理解を深めます。これらの取組により、県民や市町、ユーザーの安心感や信頼感を醸成します。

(イ) コンプライアンス

県民の皆さんや市町、ユーザー、民間事業者などの関係者から信頼をいただけるよう、法令の遵守や、公正な職務の遂行など企業庁におけるコンプライアンスを推進します。

また、コンプライアンス推進の中で、R D F貯蔵槽爆発事故の教訓を生かした取組を進めることで、消火活動中の消防職員2名が殉職されるという痛ましい事実を末永く職員の記憶に留めるとともに、二度とこのような痛ましい事故のない安全で安心、安定した事業運営につなげていきます。

(ウ) 地域貢献

地域の学校教育や社会教育の場として浄水場の施設見学を受け入れるとともに、地域住民の憩いの場として伊坂ダム及び山村ダムの周辺施設を一般に開放するなど地域貢献を継続して実施します。

また、大規模地震や台風などによる災害が発生したときに備え、今後も給水車や応急復旧に必要な資機材などを確保するとともに、県内市町や近隣府県市と締結した相互応援協定に基づく活動等にも迅速に対応します。

あわせて、市町等と協議を行い、工業用水の消火用水としての利活用や災害時の生活用水への活用を進めます。



伊坂・山村サイクリングコース

(エ) 環境配慮

環境にやさしいオフィス活動の取組として、コピー用紙使用量の削減などを推進するとともに、浄水場で発生する汚泥の有効利用により廃棄物の発生を抑制します。また、温室効果ガスの削減に向けて、耐用年数を迎えた機器の更新時には省エネ機器へ転換を図るなど省エネルギー対策に取り組むとともに、既設の太陽光発電設備及び小水力発電設備の運用により得られる再生可能エネルギーを有効活用するなど、環境に配慮した事業活動を推進します。

(3) 活動指標

経営目標	活動指標	年度（上段：目標値 下段：実績値）										
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
経営基盤の強化	企業庁研修開催時間数（時間）	65	毎年度 65 以上									
		111	96	91	58							
	危機管理マニュアル等に基づく訓練の回数（回）	76	毎年度 80 以上				毎年度 70 以上					
		85	107	109	78							
	資金運用状況（%）	900	毎年度 100 以上									
		1,185	1,197	1,006	500							
地域社会との信頼構築	施設見学受入れ件数（件）	122	毎年度 130 以上				毎年度 120 以上					
		127	114	124	0							
	コピー用紙使用量（%）	1.3	毎年度 3				毎年度 5					
		3.7	3.9	0.6	2.3							

【活動指標の説明】

- ・企業庁研修開催時間数
企業庁研修を開催した時間数
- ・危機管理マニュアル等に基づく訓練の回数
各事業所における危機管理マニュアル等に基づく危機対応への研修・訓練の年間回数
令和3(2021)年度以降はR D F 焼却・発電の終了に伴い減少
- ・資金運用状況
年間平均運用金利 ÷ 年間平均普通預金金利
- ・施設見学受入れ件数
浄水場及び発電所において施設見学を受け入れた年間の件数（団体数）
令和3(2021)年度以降はR D F 焼却・発電の終了に伴い減少
- ・コピー用紙使用量
平成27(2015)年度の使用量（過去5か年の最小値）を基準とした削減率

第5章 計画の推進

1 進行管理

計画の着実な推進のため、各事業の経営目標ごとに設定した成果指標による進捗管理及びPDCAサイクルによる検証・改善を行います。

また、事業環境に新たな変化等が生じた場合は、必要に応じ計画内容を見直すこととします。

2 外部からの意見聴取

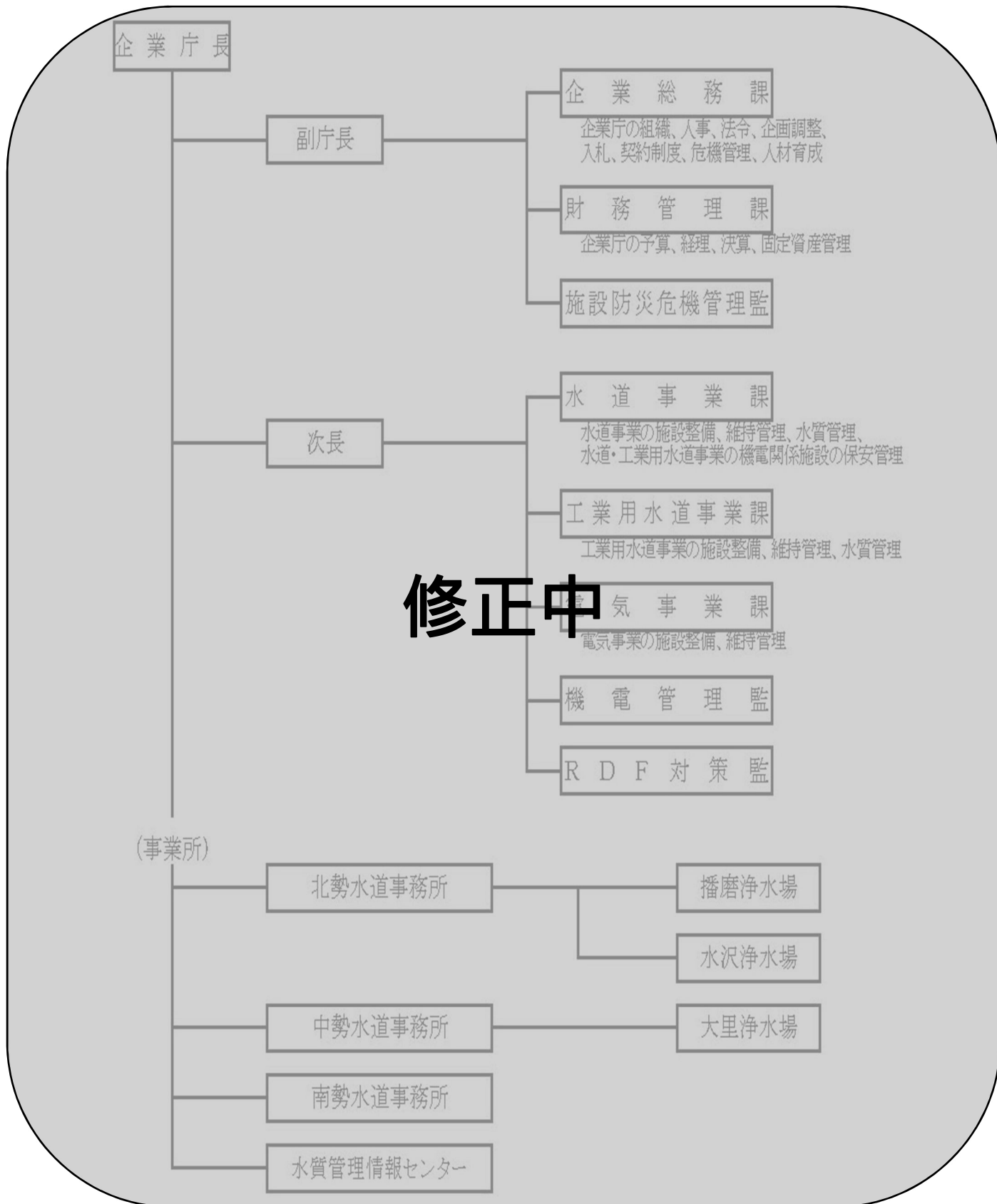
計画の推進にあたっては、市町、ユーザー、有識者など外部から事業の実施状況や経営状況についての幅広い意見を定期的に聴取し、事業運営に活かしていきます。

参 考 資 料

目次

1	三重県企業庁組織図（令和4（2022）年度）	．．．．．	68
2	主な個別計画	．．．．．	69
3	三重県企業庁の施設位置図	．．．．．	70

1 三重県企業庁組織図（令和4（2022）年度）



2 主な個別計画

	計画名	策定年月	計画期間	目的（概要）
1	水道施設改良計画	平成 29 年 3 月 （最終改定） 令和 4 年 3 月	平成 29 年度 ～ 令和 8 年度	水道用水供給事業の経営目標を実現するための施設の耐震化や老朽化対策などの施設改良について、今後 10 年間に於いて計画的、効果的に実施するために定める
2	工業用水道施設改良計画	平成 29 年 3 月 （最終改定） 令和 4 年 3 月	平成 29 年度 ～ 令和 8 年度	工業用水道事業の経営目標を実現するための施設の耐震化や老朽化対策などの施設改良について、今後 10 年間に於いて計画的、効果的に実施するために定める
3	三重県企業庁人材育成方針	平成 19 年 11 月 （最終改定） 令和 3 年 3 月	-	企業庁職員に求められる人材像や企業庁職員に必要な職務能力を明らかにするとともに、能力の開発と技術継承の方法など人材育成の仕組みや体制について定める
4	三重県企業庁危機管理推進計画	平成 18 年 3 月 （最終改定） 令和 4 年 3 月	-	水道用水、工業用水及び電気の安全・安定供給を行うため、危機管理体制の構築、危機発生時の未然防止対策、危機発生時の対応等の危機管理に係る基本的な取組方針を定める
5	三重県企業庁財務運営方針	平成 19 年 11 月 （最終改定） 令和 2 年 9 月	-	財務運営の観点から収益性、企業債残高及び資金確保の基準等についての方向性を示すため定める
6	三重県企業庁資金運用方針	平成 14 年 4 月 （最終改定） 令和 2 年 4 月	-	企業庁の資金の確実かつ効率的な運用を図るため、その運用及び管理に係る基本方針等を定める

3 三重県企業庁の施設位置図



三重県企業庁経営計画

(平成 29(2017)年度～令和 8(2026)年度)

令和 4(2022)年 3 月改定

編集・発行	三重県企業庁
お問い合わせ先	三重県企業庁企業総務課
〒514-8570	三重県津市広明町 1 3 番地
電話	0 5 9 - 2 2 4 - 2 8 2 2
F A X	0 5 9 - 2 2 4 - 3 0 4 5
E-mail	kigyok@pref.mie.lg.jp
U R L	http://www.pref.mie.lg.jp/D1KIGYO/